

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国民すべての基本的人権を保障する日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とし、我が国においてはこれまで 1969（昭和 44）年の同和対策事業特別措置法施行をはじめ、人権に関する法律や諸制度の整備、諸条約への加入など各種施策が講じられてきました。

しかし、生命や身体の安全を脅かす出来事は後を絶たず、部落差別問題（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者や障がいのある人に対する差別や権利侵害、いじめや虐待、外国籍の人などへの差別や偏見、ヘイトスピーチ、インターネット上の誹謗中傷や差別的書込みなど、国際化や情報化、少子高齢化等、社会情勢が変化するなかでさまざまな問題が生じています。

多様性を認め合い「差別と偏見のない人権が尊重される明るい社会」を実現するためには、わたしたち一人ひとりが正しい認識を持ち行動していくことが必要です。

本村は、村制施行 50 周年に当る 2004（平成 16）年、むらづくりの基本となる「関川村むらづくり基本条例」を制定しました。そのなかで、「憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮する」として、差別のない思いやりにあふれた明るい村づくりに努めることを定めています。

本計画は、本村における人権をめぐる現状及び課題を明らかにするとともに、人権・同和教育及び行政に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、村民一人ひとりが人権尊重の理念をさらに深め主体的に行動し、「差別や偏見のない明るい村づくり」を実現するため、その基本指針として策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和 23）年第 3 回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択しました。

以来、国連は、世界人権宣言の理念を実効性あるものとするため、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「女子差別撤廃条約」、「障がい者権利条約」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994（平成 6）年）や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

特に、1994（平成 6）年の第 49 回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという

国際的な共通認識の下に、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。この決議に基づく取組によって、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。しかしながら、21 世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

その後、国連総会においては「人権教育のための国連 10 年」の取り組みが最終年を迎えた 2004（平成 16）年 12 月、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005（平成 17）年から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議がなされ、さらに 2011（平成 23）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択され、21 世紀を「人権の世紀」とするための機運がさらに高まりました。

(2) 国・県の動き

わが国では、基本的人権を保障する日本国憲法のもと、「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行され、各種施策が実施されてきました。

しかし、わが国の人権に関する現状については、部落差別問題（同和問題）や女性、外国籍の人※などに対するさまざまな人権問題が存在すると国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から指摘されています。

こうした中、1995（平成 7）年 12 月、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1997（平成 9）年 7 月に国内行動計画が策定されました。この行動計画においてあらゆる場における人権教育の推進、女性や子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

また、1996（平成 8）年 12 月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付けました。さらに 2000（平成 12）年 12 月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、人権教育・啓発に関する国・地方公共団体及び国民の責務が明記され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。そして、2002（平成 14）年 3 月、同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

近年は、2013（平成 25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、また、2016（平成 28）年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同年、部落差別の存在を明記した「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が成立し、国及び地方公共団体の責務として、差別の解消を目指す相談体制の充実や、ともに

※外国籍の人 本邦外出身者のことをいいます。

連携を図り地域の実情に応じた施策の策定及び実施が規定されました。

その他、以下のような個別の人権課題の解決に向けた法整備が進められています。

1999(平成 11) 年	「男女共同参画社会基本法」
2000(平成 12) 年	「児童虐待の防止等に関する法律」
2001(平成 13) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
2001(平成 13) 年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」
2002(平成 14) 年	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」
2003(平成 15) 年	「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」
2004(平成 16) 年	「犯罪被害者等基本法」
2005(平成 17) 年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
2008(平成 20) 年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
2008(平成 20) 年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
2009(平成 21) 年	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」
2011(平成 23) 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
2013(平成 25) 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
2013(平成 25) 年	「いじめ防止対策推進法」
2016(平成 28) 年	「部落差別の解消の推進に関する法律」
2016(平成 28) 年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

新潟県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、2004（平成 16）年に県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を示す「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、さまざまな人権課題に対応した人権施策を総合的に推進してきました。その後、2020（令和 2）年に、人権に関する課題や人権を取り巻く社会情勢の変化、新たな法令の施行などを踏まえ見直しを行い、さらに 2021（令和 3）年には、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大の状況を受け、感染症の感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組を推進するため改定を行っています。

また、新潟県教育委員会では、2010（平成 22）年に策定した「新潟県人権教育基本方針」について、2021（令和 3）年に見直しを行い、学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会を通して人権尊重の理念について理解を深め、一人ひとりの個性や多様性を認め合い人権を守る行動力を育成する人権教育を推進し、学校や家庭、地域、さまざまな機関等の連携による社会全体で人権尊重の精神を育むことを基本姿勢として、取組を進めています。

一方、わが国固有の問題である部落差別問題については、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と述べ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に、国民的課題である」と明確にして国における具体的な解決の方向性を明らかにした 1965（昭和 40）年の

同和対策審議会の答申に基づき、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、2002（平成 14）年 3 月まで 33 年間にわたって、同和地区に対する差別と偏見を排除し、生活環境の向上に向けた施策が進められました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和 53）年に「同和教育基本方針」制定の後、「新潟県同和対策総合計画」を策定し、部落差別問題の解決のため各種施策に取り組んでいます。

（3）関川村の取組

関川村は、1998（平成 10）年 3 月に「豊かで住みよい活気ある村づくり」に努め、輝かしい未来を築き上げることを誓って村民憲章を制定しました。その後、2003（平成 15）年 3 月に自立を宣言し、2004（平成 16）年 8 月に「関川村むらづくり基本条例」を施行。2006（平成 18）年 8 月、自立に向けて策定した「第 5 次関川村総合計画」及び 2016（平成 28）年 3 月策定の「第 6 次関川村総合計画」において基本的人権の尊重を掲げ、人間が人間らしく生き、差別を許さず人権を尊重する村民意識を醸成するため「人権教育・啓発推進計画」に基づき各種施策を実施すると定めています。さらに、2020（令和 2）年には、村の実態に基づいた同和教育の基本的諸問題について協議し、推進することを目的として「関川村人権教育・同和教育推進協議会」を設置しています。

学校教育では、日常の授業のほか、人権講演会やさまざまな機会を通して人権教育・同和教育を進めています。なかでも、「いじめストップ集会」や「いじめ見逃しゼロスクール集会」、「全校道徳～ネット上の人権侵害をなくすために自分たちができること」などを全校児童生徒で考え行動する主体的な学びを大切にして、差別や偏見のない人権を尊重する意識の醸成に力を入れています。

また、社会教育においては、人権啓発活動の一環として、2003（平成 15）年から「雑学講座」を月 1 回のペースで開催しています。内容はペン習字教室やパソコン教室、絵手紙作りなど多岐にわたり、教職員や村職員などが講師を務めています。この講座は、地域の人たちの差別によって奪われた教育を取り戻すとともに、ここに関わる教職員や村職員の人権啓発に結びついています。

人権・同和問題に係る啓発や相談については、「広報せきかわ」や村と村教育委員会が主催して行う「人権・同和教育講演会」などさまざまな機会で行い、人権擁護委員や民生児童委員、行政相談員など関係機関とともに活動に取り組んでいます。また、職員についても新潟県人権・同和センターが主催する「人権・同和教育啓発推進講座 越佐にんげん学校」など各種研修会や講演会、大会等へ積極的に参加させ、資質の向上を図っています。

少子高齢化や国際化、情報化など、社会情勢の変化が進む現代は多様化の社会となり、当村における人権・同和教育及び人権・同和行政もさまざまな課題について、時代に即した対応が求められています。また、差別が起きたときの被害者の駆け込み寺となる相談場所、相談体制の充実を図り、事実の認定とともに行政や関係機関が連携してこれに対応し、被害者の救済と差別の再発防止について、差別の未然防止の取組とともに強化していく必要があります。

3 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本村の実情に沿った人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」の趣旨を踏まえて策定したものです。

2021（令和3）年2月に策定した「第6次関川村総合計画後期基本計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）」を上位計画とし、関係する計画や各分野の施策と連携して推進していきます。

4 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、関係する法令等の改正や社会情勢の変化、意識調査の結果を踏まえ、適切に見直しを行うこととします。

5 計画の基本理念

人権は、人が人として幸せに生きるため、生まれながらに有する基本的な権利です。

どのような状況下であってもすべての人が人権を尊重し、人権が侵害されることのない明るい社会を築いていくためには、私たち自らがその大切さに気づき、行政や学校、家庭、地域、企業、団体、そして村民一人ひとりが共通の認識を持ち、協同連携して取り組んでいくことが大切です。

多様化と情報化が進む現代社会では、部落差別問題（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人に対する差別や虐待、いじめ、外国籍の人への偏見や差別といった人権侵害の問題が多く存在しており、誰もが被害者にも加害者にもなりうる身近な問題となっています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の出現によって感染症に対する関心が高まり、不安や無理解から誹謗中傷など新たな差別も発生しています。また、国民生活が大きく変化し、感染防止対策を日常とする新しい生活様式が求められる中で、これに対応することが困難な人やケースもあります。

こうした問題を解消していくため、私たち村民は「“人を尊び思いやる心” 温もりに満ちた明るいむらづくり」を本計画の基本理念とし、常に日常生活が人権とともにあり、すべての人権問題が自らと無関係ではなく自分自身に関わる問題であることを認識し、お互いの立場や事情に配慮して行動します。

第2章 村民意識調査結果と考察

1 調査の概要

(1) 調査時期 2017（平成 29）年 9～10 月

(2) 調査の目的

村民の人権と部落差別問題（同和問題）に関する意識を把握し、人権・同和教育推進計画の策定と、今後の人権擁護施策を推進するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(3) 調査対象

20 歳以上の村民 1,000 人を住民基本台帳から 20 代、30 代、40 代、50 代、60 代、70 代、80 歳以上の 7 階層で無作為に抽出し、対象者を決定しました。

(4) 調査方法

調査票の発送と回収は、郵便によって行いました。

(5) 回答状況

回答者 494 人／1,000 人（回収率 49.4%）

2 調査結果と考察

(1) 人権全般について

今の日本の社会について、「人権が尊重されていると思う」とする回答が 31.6%と全体の 3 割を超えるなかで、20 代と 30 代の割合はそれぞれ 15.4%、12.1%と他の年代より低く、ソーシャルメディアとの関わりにおける人権侵害も懸念されます。また、人権や差別問題への関心度に低下の傾向が見られるなかで、「L G B T」※に関心を示す回答が 20 代で 40.0%と高い一方、その他の年代では低く、多様性を認め合う社会の進展において、幅広い啓発が今後の課題となります。

「人権侵害されたと思ったことがある」とする回答が 20.6%と全体の 2 割を超えるなかで、27.5%が誰にも相談せずに「何もしなかった」と回答し、いわゆる泣き寝入りの状況にあります。また、相談先として公的機関等を挙げる回答は少なく、いっそうの啓発そして、相談しやすい環境と機会を整えていく必要があります。人権侵害の具体的内容については、全体の半数以上が「噂、悪口、かげぐち」と回答する中で、「家柄」と

※ L G B T Lesbian〈レズビアン・女性同性愛者〉、Gay〈ゲイ・男性同性愛者〉、Bisexual〈バイセクシュアル・両性愛者〉、Transgender〈トランスジェンダー・性別越境者〉の頭文字をとった単語で、性的マイノリティの総称の一つ。

回答した 70 代が 31.8%と 3 割を超え、際立っています。

なお、20 代の 92.3%が「人権侵害されたと思ったことがない」と回答しており、人権・同和教育と啓発の成果として評価できる反面、人権侵害されたと思わなかっただけではないかという見方をした場合、事態は深刻であるといえます。

(2) 人権問題に関する講演・研修について

人権問題に関する講演や研修に参加した回数については、「参加したことはない」が前回調査 70.8%よりも 1 割近く増え、80.6%と 8 割を超えており、20 代 57.7%を除き高い割合となっています。また、「参加したことがない理由」として、「開催を知らなかった」が 34.2%と高く、「人権問題に関心がない」が 20 代と 50 代でそれぞれ 20.0%、21.4%（5 人に 1 人）となっており、講演会などの周知方法や人権問題に関心がない人へのアプローチの仕方、開催主体や機会の幅を広げるなど、いかにして参加者を増やしていくかが課題です。

(3) 小・中・高等学校での人権・同和教育について

小・中・高等学校での人権・同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」が 22.1%と 2 割を超え、20～30 代で高く、40 代以上で低くなっています。否定的な回答は少ない結果となっていますが、「ある程度行うべき」が 44.3%と 4 割余りと最も多くなっています。

(4) 身元調査について

身元調査をすることについては、否定的な回答が 53.0%と 5 割を超えています。その中で、「調査すべきでない」とはっきり否定する回答は 20.6%に留まり、身元調査に対する危機意識のあり方が危惧されます。

こうしたなか、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」については、63.4%と 6 割余りが「知らない」と回答し、20 代では 92.3%と 9 割を超えています。身元調査を目的とした住民票の写し等の不正取得を未然に防止するために有効な本制度が知られておらず、また、知っていても登録が進んでいない実態が明らかになりました。今後は、普及促進に向けてなおいっそうの周知と啓発が必要です。

なお、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、部落差別問題（同和問題）、外国籍の人の人権、感染症患者等の人権、インターネットによる人権侵害、新潟水俣病患者等の人権などに関する意識調査の結果については、第 4 章の課題別施策の推進において、現状と課題及び今後の取組のなかで触れることとします。

第3章 人権・同和教育及び啓発の推進

1 就学前における人権・同和教育(保育)の推進

(1) 現状と課題

乳幼児期は人間形成の基礎をつくる大切な段階です。就学前教育においては、他の子どもたちとの集団生活における遊びやさまざまな体験を通して豊かな想像力を育むとともに、そのかわりのなかで自分や他の存在を大切にする心、道徳性や社会性を築き人権感覚を養っていく必要があります。

村内保育園では、保育指針に基づき、「教育計画」を策定し、子どもたちの日々の生活や遊びを通して、望ましい人間関係を育て、他人の痛みや差別を受けた人の苦しみに気づかせ、いじめや差別を許さない意識を形成することに重点を置いて子どもたちと関わっています。

周りの人の影響を受けやすく未発達な乳幼児は、子どもたちに関わる保護者や保育園職員の影響を直に受けて育ちます。したがって、子どもたちの人権感覚を育てるためには周りの人たちの人権意識の高揚を図ることがきわめて大切です。近年は、新型コロナウイルス感染症に関する差別が社会問題化するなど、新たな問題も発生しています。そこで職員研修の充実と家庭(保護者)を通じた地域へのさらなる人権啓発の推進を図らなければなりません。

(2) 今後の取組

ア 職員研修の充実

職員は、人権問題や部落差別問題(同和問題)の正しい理解のため人権研修に参加し、さらにその内容を職員全体で共有する機会を設けます。そして、職員自らが差別に気づき、差別を許さない人権意識の高揚を図り、人権・同和教育(保育)の充実に努めます。

イ 子どもたちの感性の育成

日々の生活や遊びを通じて、「友達を大切にする心」「助け合う心」を育みます。また、差別やいじめを「しない」「させない」「許さない」「見逃さない」という意識づくりに努めます。

ウ 家庭や地域との連携強化

保護者との懇談やたよりなどを通じて、家庭や地域の人権意識の高揚を図ります。また園児の施設訪問や人権擁護委員協議会などの保育園訪問などにより地域との連携を強化し、子どもたちの感性を育むことに努めます。

2 学校教育における人権・同和教育の推進

(1) 現状と課題

学校では、知識伝達の学習だけでなく、集団の中で協力しながら主体的・対話的に学び合う学習活動を通して自ら考え、判断できる深い学びの機会を大切にし、子どもたちの人権感覚と意識を育てていくことが求められています。また、学校にける人権侵害として深刻ないじめの問題は、社会の多様化と情報化の急速な進展に伴い複雑さを増しているため、児童・生徒が自分ごととしてさらに人権感覚を磨き、意識を高めていくことが重要です。

村内の学校においては、全教育活動を通じて、差別や偏見を許さない感性を磨き、だれとでも仲良くかかわろうとする態度を育てる人権・同和教育を推進しています。

2017（平成 29）年の「関川村人権に関する意識調査」では、部落差別問題をはじめて知ったきっかけは全体としては「家族」が 24.7%と最も多いですが、年代別では 20 代の 63.6%が「学校の授業」としています。また学校での人権・同和教育の実施については、20 代 30 代の 5 割が「積極的に行うべき」とし、「ある程度やるべき」を含めると、20 代では 92.3%、30 代では 100%になり、人権・同和教育に対する学校への期待の大きさがうかがえます。ただし「家族」を情報源としている場合、論理的に社会事象を理解しうる段階以前に価値観が形成されている状況が予想されます。これらを解消するには義務教育段階での継続的な教育が重要になります。また、部落の成り立ちの受け止め方について、「生活が貧しかった」とする回答が 18.3%と多く、なかでも 20 代（22.7%）・30 代（33.3%）が他の年代に比べて高い結果になったことは、学校の授業における伝え方の課題として受け止める必要があります。

小学校では、各学級で「生きる」シリーズを活用した人権・同和教育の道徳の授業参観を実施して、子どもたちへの人権意識の醸成とともに保護者への啓発の機会としています。また、人権・同和教育の校内研修として、同和教育の必要性や差別の現状、授業の進め方等を中心とした研修会を実施しています。さらに外部講演会、研修会等への積極的な参加を推進しています。子どもたちの活動として、コミュニケーションスキルタイムと題し、友だち（学年縦割り班）の良いところを見つけてメッセージにして送る活動を行い、お互いを大切にする心を育み、より良い人間関係づくりにつなげています。

中学校では、「生きるⅣ」を使った人権・同和教育に関する道徳の公開授業を各学級で実施しています。また、職員研修として、「教職員研修の手引き」を使用した校内研修を実施しています。公開授業では、指導案の事前検討会を開き、学年ごとに授業の組み立てや生徒同士の意見の練り合わせの部分を工夫し、差別を自分ごととして捉え、解決しようとする実践的態度の育成を図っています。さらに、生徒会書記局主催の「いじめ見逃しゼロスクール集会」では、学校生活の何気ない会話を朗読劇として演じ、小学校 5、6 年生とも意見交換を行い、お互いいじめは絶対にしてはいけないことを確認しています。

また、近年、新型コロナウイルス感染症に関する差別が社会問題化するなかで、児童生徒が感染症に対する理解を深め、正しい認識を持って行動できるよう取組が必要です。

(2) 今後の取組

ア 職員研修の充実

職員の人権問題、部落差別問題（同和問題）の正しい理解と人権意識の高揚、指導力の向上を目的として各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

イ 学習指導方法の工夫と改善

「生きる」シリーズを活用し、人権問題や部落差別問題などについての正しい理解と認識を得られるように授業検討会等を通して学習指導方法の工夫と改善に努めます。

ウ いじめ防止と児童・生徒の人権意識の醸成

コミュニケーションスキルや「いじめ見逃しゼロスクール集会」などの子どもたちの主体的・対話的に学び合う学習活動を通していじめ防止と人権感覚と意識の醸成に努めます。

エ 家庭や地域への啓発と関係機関との連携

公開授業や村主催の人権講演会、学校だよりなどを通じて学校の取組を知らせ家庭・地域への人権・同和教育の啓発に努めます。また、関係機関の人権擁護委員協議会主催の人権標語・作文、人権の花運動などに積極的に参加します。

オ 小中連携した取組の推進

小学校と中学校が、公開授業や指導案の検討などの交流を通して連携した人権・同和教育に努めます。

カ かかわる同和教育の推進

被差別部落の子どもたちや、さまざまな課題を背負わされている子どもや保護者と深く関わり、その中で子どもたちや保護者の思いをしっかりと受け止め、一緒に解決していけるようかかわる同和教育を進めます。

3 家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

多くの場合家庭は、最小の社会でありすべての出発点です。家族とのふれあいを通じて規範的な生活習慣やルール、マナーを身に付け、他人を思いやる心や命を尊重する心、人間の尊厳を大切にし、人格形成や社会性の基礎を培う極めて大きな役割を担っています。

しかし、近年は、育児や介護の放棄などの子どもや高齢者への虐待、DV※など、家庭内におけるさまざまな人権問題が社会問題となり、家庭における不安や悩みに関する相談体制の充実を図るなど、家庭の機能を維持させていくためのさまざまな支援が必要になっています。

また、2017（平成 29）年の「関川村人権に関する意識調査」では、部落差別問題（同和問題）をはじめて知ったきっかけは全体としては「家族」が 24.7%と最も多くなっています。家庭内で話されている内容は正しく統一されたものではなく、断片的

※DV ドメスティック・バイオレンス。パートナーからの暴力。

な内容にならざるを得ず、憶測なども手伝って、知らず知らずのうちに差別意識が刷り込まれている可能性があります。部落差別問題をはじめ、さまざまな人権問題を解決するためには、正しく理解し、進んでかわる必要があります。村民一人ひとりが部落差別問題などの解決を自らの課題として受け止めることができるよう、あらゆる機会を通じて啓発活動に努める必要があります。

一方、地域社会は、身近な交流を通して人と人との絆を深め、社会の構成員としての自覚と自立を促していく場としての重要な役割を果たしています。しかし、少子高齢化や過疎化が進みコミュニティとしての機能が低下するなかで、人と人のつながりが希薄化しているという現状もあり、今後さまざまな人との交流を図りながら住民相互の理解を深め、地域社会全体として支え合う仕組みや機運を高めていく必要があります。

2017(平成29)年の「関川村人権に関する意識調査」では、人権問題に関する講演・研修に参加したことがないが圧倒的に多く80.6%を占め、その開催を知らなかったとするのが34.2%あり、周知の方法の工夫が求められています。

家庭や地域社会において、偏見や差別のない人権が尊重される社会の基礎を築き、すべての人が互いに尊重し助け合いともに生きていく、豊かな心と環境を育てていくよう人権教育・啓発に取り組んでいきます。

また、近年、社会問題化している新型コロナウイルス感染症に関する差別についても、家庭や地域社会が感染症について知識を深め、お互いの立場や事情に配慮する認識を持ち、正しく行動できるよう啓発が必要です。

(2) 今後の取組

ア 体験や学習機会の充実

村民のたくさんの方たちに部落差別問題をはじめとしたさまざまな人権問題の実態や歴史について学んでもらうため、毎年開催している人権・同和教育講演会を充実させていきます。また、村民会館で行われる「ふくしまつり」において、人権意識の高揚につながる体験やPR活動に努めます。

イ 啓発活動の推進

「広報せきかわ」での人権のひろばや人権相談の案内の掲載、村のホームページ、人権啓発資料の配布などを通じて村民啓発の推進を図ります。

ウ 相談体制の充実

村民の人権侵害等の悩みや相談内容の解決に向けて、適切な助言指導を行うため、人権擁護委員、民生委員・児童委員、弁護士、司法書士等と連携して相談体制を充実します。

4 企業や事業所、職場における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

企業や事業者において人権教育及び啓発に取り組むことは、社会全体で人権を尊重す

る意識を高めていくことに大きく影響します。そして、近年は、企業等が社会を構成する一員として、CSR(企業の社会的責任)という考え方の定着が進むなかで、企業等が、その社会的責任を果たしていくことが期待されています。

こうしたなか、採用や処遇について、性別や年齢、障がいの有無などにおける差別的な扱いが問題視されており、人権について十分な理解が浸透していないことがその原因とされています。企業等が公正な採用選考や男女機会均等の確保、障がい者の雇用率の向上と合理的配慮※、セクハラ※やパワハラ※の防止など、偏見や差別のない地域から信頼される働きやすい環境をつくり、その社会的責任を果たしていくことが求められます。

一方、議員や行政職員、教育、医療や福祉保健の関係者など、人権に関わりの深い職業従事者については、一人ひとりが常に人権尊重の視点に立って日常業務を遂行し、人権に配慮したサービスの提供や人権教育・啓発の中心的な役割を担うことが求められています。

そのため、行政が先頭に立ち、企業や事業者、ハローワークや商工会等関係する団体と行政がともに提携し、人権教育及び啓発に取り組んでいきます。

(2) 今後の取組

ア 事業主や従業員の人権研修・啓発の促進

各事業所が人権問題への取組ができるよう、情報提供、啓発活動の拡充に努めます。

イ 公正な採用選考と就業機会均等の確保

就職の機会均等の確保に向け、研修会などを通じて事業所における公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりが推進できるよう啓発活動に努めます。

また、住民票等の不正取得防止に資する本人通知制度の周知と登録を促進し、不正な身元調査の防止を図ります。

※合理的配慮 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※セクハラ セクシュアル・ハラスメント。性的嫌がらせ。

※パワハラ パワー・ハラスメント。職場内の地位や立場などの優位性を背景とした嫌がらせ。

第4章 分野別施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

男女の雇用の均等及び待遇の確保等を目標とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が1972（昭和47）年に施行され、さらに2016（平成28）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行されました。また、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に進めることを目的として1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」によって、男女が互いに尊重し合い、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う社会づくりが進められています。

以前に比べれば女性の社会進出は進んでいると言えます。しかし、現在も男性中心の社会であることは実態から明らかです。そのため、女性の人権を尊重する社会を形成するためのさらなる啓発と取組が必要です。

2017(平成29)年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「女性の人権で尊重されていないと思うこと」については、「女性の仕事や役割を固定化されること」が最も多く32.0%と3割を超えています。それに次ぐ、「家庭内での夫から妻への暴力(酒に酔って殴るなど)」は29.1%と前回調査25.9%より増加し、男性の回答では全回答項目のうち最大値31.9%と高く、年代別では50代以上(50代28.6%、60代34.2%、70代29.9%、80代32.2%)で3割程度と高い割合を占めています。また、「結婚や出産についての周囲からの圧力」は20代で50.0%と高く、「職場などにおけるセクハラ」は20代30.5%と50代34.3%で3割余りと高くなり、男女別では、女性15.6%より男性25.0%で男性の方の割合が高くなっています。さらに、「マタニティハラスメント(妊婦・出産した女性に対する職場でのいじめ、いやがらせ)」も20代26.9%、30代27.3%、40代25.0%で高い状況にあります。

女性に対する差別的な言動や対応が、メディアに取り上げられることも多くなっている状況もあり、女性の人権に対する関心が男女ともに高まり、声を出すことができる世の中になってきていることがうかがえます。男女の人権を尊重する意識をいっそう高めていくため、さらに啓発と取組を進めていく必要があります。

これに対して、「女性の人権を守るために必要と思われること」については、「男性と女性の両方を対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる」が46.8%と最も多く、20代53.8%、30代57.8%、40代59.6%と6割近くが回答しています。次に多い「学校で男女平等について教える」は40.9%と前回調査32.8%よりも増加していますが、30代33.3%と40代36.5%で他の年代よりも低い結果となっています。また、「行政による啓発事業」29.3%も前回調査21.9%よりも伸びています。男女平等の意識が高まり社会一般化するなかで、さらなる教育と啓発を必要としながらも、仕事と家庭の両立を男女双方に支援する社会づくりが、特に子育て世代において強く求められているという見方が

できます。

なお、「進学や就職で選択の幅が男性よりせまい」とする回答が 13.2%と前回調査 21.4%より大きく減っており、男女雇用機会均等法などに基づく取組や趣旨が浸透し、女性の社会進出が進んできている状況がうかがえます。

(2) 今後の取組

女性の人権に関するさまざまな問題は、性差別意識や役割固定意識がもとになっていると考えられます。その意識を変えていくためには、男女共同参画の理念やジェンダー（社会的、文化的性差）への理解を深め、男女が互いに個人として尊重し合う意識を高めていく必要があります。

男女がともに活躍し暮らしやすい社会を築いていくため、次のように取組を進めます。

ア 男女がともに人権を尊重し合う社会の実現に向けた意識づくり

- (ア) 男女平等の人権意識を高め、性別による固定的な役割分担意識の払しょくを図るため、広報・研修会・講演・配付物などを通して啓発推進に努めます。
- (イ) 家庭や地域、学校、職場などすべての場で男女が互いに個人として尊重し合う意識を醸成するため、家庭や地域では女性の人権に関する講演会の実施、学校では道徳の授業の実践、職場では男女雇用機会均等法の周知などを通して、学習機会の充実に努めます。

イ 男女がともに暮らしやすい・働きやすい環境づくり

- (ア) 少子高齢化が進み家族形態が変化するなかで、男女がともに家庭と仕事を両立させ良質な暮らしができるよう役場庁内の関係課が連携し、子育てや介護などの支援、相談体制の充実に努めます。
- (イ) 企業や事業者、働く人に対して配付物などを通して男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発を行い、男女の均等な雇用機会や待遇の確保を推進し、男女ともに働きやすい環境づくりの理解を求めます。
- (ウ) 男女が対等な社会の構成員として地域社会へ参画し、ともに活躍できる社会を築くため、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の積極的な参画の促進（例：クォーター制※の実施）に努めます。
- (エ) DV、セクハラ、ストーカー行為、性犯罪など、人権を無視した行為や犯罪の根絶に向けて民生児童委員、人権擁護委員、法務局、警察などと協力して取り組み、被害者に対する相談や保護を法務局の「女性の人権ホットライン」や警察などの関係機関と連携して体制強化に努め、自立につながるように支援していきます。

※クォーター制 議員や会社役員などの女性の割合を、あらかじめ一定数に定めて積極的に起用する制度。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

わが国では、1947（昭和 22）年に「児童福祉法」が制定され、1951（昭和 26）年には、すべての児童の幸福をはかるため「児童憲章」が定められました。また、1994（平成 6）年に子どもの基本的人権を国際的に保障する「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、「エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本的方向）」が策定されました。その後、1997（平成 9）年に「児童福祉法」が改正され、1999（平成 11）年に児童を性的被害から守るため「児童買春・児童ポルノ禁止法」が、また、2000（平成 12）年には「児童虐待防止法」、さらに 2003（平成 15）年には「次世代育成支援対策推進法」、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定されるなど、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、擁護していく体制の整備と取組が進められています。

新潟県では、児童等がお互いを大切に成長することのできる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、2020（令和 2）年に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を制定し、「いじめ」や「いじめ類似行為」の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応や再発防止の対策について、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本事項を定め、取組を進めています。

本来、子どもは一人ひとりの個性に応じ、安全かつ安心して発達・成長する権利をもっています。「子どもの権利条約」（わが国は 1994（平成 6）年に批准）では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の権利行使主体として述べられています。すなわち、「子どもの権利条約」は、子どもを「保護される対象」から「独立した人格を持ち権利を行使する主体」として認識しています。また、子どもの健全な発達のために、「正当な権利の主張」なのか「単なるわがまま」なのかを判断すること、そして、子どもとしっかり対話し、それを尊重しながら、子どもにとって最善の行動を取ることが必要と考えられます。

2017（平成 29）年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「子どもの人権で尊重されていないと思うこと」について、「子ども同士の暴力・仲間はずし・無視などのいじめ」と回答する人が 59.5%と 6 割近くになり前回調査 38.5%に比べ大きく増加し、48.4%と 5 割近くが回答する「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふり」と合わせて高い数値となっています。また、「親・同居者が身体的、心理的に虐待する」36.4%も前回調査 28.8%から多くなり、子どもへの虐待についてはメディアで日常的に報道され社会問題になっていることから、高い関心と危機感が結果として表れています。

これに対して、「子どもの人権を守るために必要と思われること」については、「家庭内での人間関係の安定」51.0%、「家庭での子どものしつけ」41.5%、「地域の人々が子どもへの関心を持つ」29.1%を挙げる回答が多く、家庭での教育や環境、地域のかかわりの大切さを重要視する結果となりました。一方、「教師の人間性及び資質」が全体としては

28.7%ですが、20代で38.5%、30代で36.4%、40代で30.6%と高く、子育て世代が子どもたちの人権を守るうえで教職員の対応や人間性に高い期待をもっていることがうかがえます。

少子高齢化や過疎化、核家族化の進展と共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、情報化など、子どもたちや子育て世代を取り巻く環境は変化し、子育て世代の負担や不安、孤立感が増しています。

将来を担う子どもの権利を保障することは、社会全体の責務といえますが、今日の子どもの人権問題について考えると、いじめや暴力、不登校や体罰などの問題が後を絶たず、虐待や育児放棄、自殺など命にかかわる深刻な人権侵害が社会問題となっています。

「子どもの権利条約」の理念を生かし、人権教育の取組についていっそうの改善・充実を図り、社会全体で子どもを守り育てていくことが求められます。

(2) 今後の取組

村では、『「子育て」「親育ち」「地域育ち」～ともに育ちあい豊かな次の世代を～』を基本理念とする「第2期関川村子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、子育て支援を推進しています。

今後も家庭や保育園、学校をはじめ関係機関、地域が協力して子育てを支援し、子どもたちが安心して暮らせるよう同計画の施策と連携を図り、次のように取組を進めます。

ア 子どもの人権を尊重する意識の啓発と教育の推進

- (ア) 広報や講演会、研修会などさまざまな機会において、子育て世代をはじめ広く子どもの人権を尊重する意識の啓発と教育に努めます。
- (イ) 子どもたちの自分自身と他人を大切にする心、互いを尊重し合う意識を育てていくため、保育園や学校の施設訪問や総合学習などでさまざまな人や世代、自然とのかかわり、体験活動を通じて、命の尊さや人権の大切さを主体的に学ぶ教育に努めます。
- (ウ) 子どもたちの人権教育を適切に行うことができるよう、保育士や教職員の人権教育研修・同和教育研修を推進します。

イ いじめや虐待の防止にかかる教育や相談・保護・見守りの推進

- (ア) いじめは命を奪うことさえある差別行為であるということから、小学校におけるコミュニケーションスキルや中学校での「いじめ見逃しゼロスクール集会」などの子どもたちの主体的・対話的に学び合う学習活動を通していじめや差別問題について深く考える場を確保します。
- (イ) 児童虐待は子どもの権利を著しく侵害し、子どもの命を危険な状態にすることもあることから、関川村子ども若者支援協議会や子ども110番を活用し相談体制を充実させます。また、家庭と保育園や学校、地域、行政、医療機関、民生児童委員や児童相談所などの関係機関と連携して必要な情報を共有し、いじめや虐待の防止と保護、早期発見・早期対応・再発防止に努めます。

- (ウ) 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、事故にあわないよう、登校時に地域ボランティアによる見守りや声がけなど、今後も地域と連携しながら子どもたちの見守り活動を行っていきます。

ウ 子育て支援の推進

- (ア) 関川村子ども若者支援協議会を活用し、相談体制やサービスの充実を図り総合的に子育てを支援し、子育てと仕事の両立を図り、親や家族が安心して子どもを育てられる環境づくりに努めます。
- (イ) 差別の連鎖としての虐待やいじめのない社会を目指し、広報や講演、研修会を通して、子と親が安心して豊かに暮らしていけるよう地域が子育てを見守る意識の啓発に努めます。
- (ウ) 貧困が子どもの将来を左右することなく、次の世代に連鎖することのない社会をつくっていくために、社会福祉協議会等さまざまな機関と連携し、相談・支援していく体制の整備に努めます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国では、1963（昭和 38）年に「老人福祉法」が制定されました。その後、1986（昭和 61）年に「長寿社会対策大綱」が閣議決定され、1995（平成 7）年には「高齢社会対策基本法」が施行。以後、高齢化社会に対応するため各種対策が講じられてきました。また、急速に高齢化が進むなかで、高齢者介護を社会全体で支えるため、2000（平成 12）年から「介護保険制度」がスタートしました。その後も高齢者虐待防止法が 2006（平成 18）年に施行されたほか、成年後見制度の実施や地域支援事業への取組など、高齢者を擁護し支援する体制の整備が進められています。

2017（平成 29）年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「高齢者の人権で尊重されていないと思うこと」として、「悪徳商法による高齢者の被害」が 32.8%と最も多く 3 割を超え、特殊詐欺被害の拡大が社会問題となっている現状を反映した結果となっています。また、「高齢者が暮らしやすい街づくり・住宅づくりが進んでいない」が 32.0%と同様に多く、新潟県の調査数値 18.0%と比べても高くなっています。そのほか、「一人暮らし高齢者に生活必要情報が十分に伝わらない」とする回答 25.1%も前回調査 19.2%から増えています。

これに対して、「高齢者の人権を守るために必要と思うこと」として、「高齢者に配慮した防犯・防災対策」34.4%、「住居・交通・公的施設のバリアフリー※やユニバーサルデザイン※の導入」31.6%、「病院・福祉施設での対応改善」27.3%と前回調査(28.6%、19.9%、18.6%)より大幅に増加し、高齢化が進んでいる村民の高齢者福祉施策への期待がうかがえます。

社会的に弱い立場にある高齢者は、自身の健康や生活、交通等の移動、情報などさまざまなことに不安や不自由さを抱えるとともに、犯罪や災害への対応も困難である場合も多く、その問題は過疎化が進むにつれて顕著になっています。今後も地域包括支援センターや民生児童委員、関係機関、地域が連携し、社会全体で高齢者の人権を守っていく取組が必要です。

(2) 今後の取組

村では、2021（令和3）年に「第8期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。高齢者の生活におけるさまざまな場面を適切に支えあう仕組みを発展させ、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会を実現するため、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止など各種施策を進めています。

今後も、高齢者の人権が尊重され、安心して生きいきと豊かに生活できるようにするため、村民一人ひとりが高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にする心の醸成を推進していきます。また、高齢者の社会参加を進め、世代を超えて支え合う地域づくりを実現するため、同計画の施策と連携して次のように取組を進めます。

ア 就労や社会参加による生きがいの推進

- (ア) 高齢者が持つ豊かな知識や経験、能力は、地域にとって大切な力となります。この貴重な力を地域の発展に生かすとともに、高齢者が自立した生活を営むことができるよう、シルバー人材センターをはじめ、就労やさまざまな分野への社会参加を促進し、社会貢献する機会の拡充に努めます。
- (イ) 高齢者が健康的にいきいきと心豊かに暮らせるよう、必要なサービス提供の体制を整備するとともに、やまゆり大学や村民芸能祭など健康増進や文化向上に資する機会の充実に努めます。

イ 高齢者が安心安全に暮らせるむらづくりの促進

- (ア) 身体的・精神的な虐待や消費者被害など、高齢者に対する人権侵害や犯罪から守るため、地域包括支援センターや民生児童委員、人権擁護委員、警察等の関係機関、地域の連携した見守りや相談体制の充実に努めます。
- (イ) 高齢者が安全に進んで活動できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化の

※バリアフリー	高齢者や障がい者等が生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
※ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように建物や製品、空間等をデザインすること。

推進に努めます。

- (ウ) 高齢者など交通弱者といわれる方々の日常生活の利便性を高めるため、デマンドタクシー「えぶり号」など交通手段の確保に努めます。

ウ 高齢者の人権を尊重する意識の向上

- (ア) 広報やイベントなどさまざまな機会を通して啓発を推進し、高齢者に対する正しい理解と高齢者の人権を尊重する意識の醸成に努めます。
- (イ) 保育園や学校における高齢者との交流のほか、村の文化祭やイベント、スポーツ大会、地域における行事などさまざまな機会を通じて世代間交流を促進し、高齢者を敬い大切にすることを育て、相互理解や連帯感の向上に努めます。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

わが国では、1970（昭和 45）年に「心身障害者対策基本法」が制定され、1993（平成 5）年に「障害者基本法」へと改められました。その後、2002（平成 14）年には、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざした新しい「障害者基本計画」が策定され、現在へと続いています。さらに、2013（平成 25）年に「障がい者総合支援法」が、従来施行されていた「障害者自立支援法」の内容や問題点を考慮し、この法律を改正する形で施行され、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会づくりに向けて取組が進められています。また、2016（平成 28）年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行されています。

2017(平成 29)年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「障がい者の人権で尊重されていないと思うこと」として、「働ける場所が少なく、また、不利なことが多い」とする回答が 61.9%と前回調査の 49.6%から増加し 6 割を超えています。一方、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分」とする回答は 5.7%と前回調査 43.4%から大きく減少しています。これは障害者差別解消法などに基づくさまざまな取組や、パラリンピックに代表される障がいのある人が社会で活躍するイメージを背景として、障がいのある人への理解が深まり、社会進出の機運が高まっていることが考えられます。

これに対して、「障がい者の人権を守るために必要と思われること」として、「就業機会の確保」49.0%と「福祉施設の充実」36.2%が多く、次いで「障がいのある人も一緒に学習できる学校教育」も 30.0%と 3 割の人が回答しています。村内では、地域活動支援センターをはじめ企業や事業所においても就業機会の確保に努め、学校においても一緒に学べる環境を整えているところですが、障がいのある人が、安心して学び活躍できる社会の実現に向け、いっそうの努力が必要です。

(2) 今後の取組

村では、「第3期関川村障がい者計画・第6期関川村障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、家庭、学校、職場、地域などで同じように日常生活を送り活動することが本来あるべき社会の姿と考え支援を行っています。

今後も、障がいのある人の人権が尊重され、安心して自立した生活ができるようにするため、交流や啓発を推進し、村民一人ひとりの理解を深める取組を進めます。また、保健・福祉サービスの充実や公共施設のバリアフリー化など、関係機関や団体とともに、同計画の施策と連携して次のように取組を進めます。

ア 障がいのある人の人権を尊重する意識の向上

- (ア) 障がいのある人に対する理解を深め、偏見や差別をなくし、人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため「広報せきかわ」や配布物を通して啓発に努め、「ふくしまつり」などの活動を通して地域における交流の機会の場を設けます。
- (イ) 学校では、合理的配慮の視点から特別支援教育の充実に努めるとともに、学校や地域における障がいのある人との交流や保護者に対する啓発など、障がいのある人に対する理解を深める教育と啓発の促進に努めます。

イ 障がいのある人が安心して生活できる環境づくり

- (ア) 虐待など障がいのある人に対する人権侵害を防止し、障がいのある人が安心して生活できるよう啓発を推進するとともに、安心して相談できるよう村上・岩船地域自立支援協議会等と連携して相談体制の充実を図り、地域や関係機関など社会全体で見守る体制づくりと意識の向上に努めます。
- (イ) 公共施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が安全に生活できる環境の整備に努めます。
- (ウ) 障害福祉サービス等の利用者としての権利を守るため、普及啓発と利用促進に努めます。

ウ 障がいのある人の社会参加と自立の促進

- (ア) 障がいを理由とする差別の解消を図り、障がいのある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、企業や事業者における雇用や合理的配慮に基づく対応について、商工会やハローワークなど関係機関と連携して啓発に努めます。
- (イ) スポーツや文化、芸術、健康増進活動などへの参加を推進するほか、さまざまな形で啓発を行い、障がいのある人の社会参加と自立の促進に努めます。
- (ウ) 地域の支援や福祉を担う団体と連携し、障がいのある人の生活を支え、自立を促す取組に努めます。

5 部落差別問題（同和問題）

（1）現状と課題

部落差別問題は、歴史的背景のなかで作られた身分階層構造を原因とし、被差別部落（同和地区）とよばれる特定の地域の出身者であることにより、今もなお就職や結婚など人生のさまざまな局面で差別を受けるなど、基本的人権が侵害されているという重大な人権問題です。

1965（昭和 40）年の「同和対策審議会」答申において、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と述べ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」との基本的な認識が示されました。国はこの答申を受け、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後も立法措置や法改正を行いながら 2001（平成 13）年、特別対策は失効しました。特別対策によって進められてきた同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などの諸施策はその後、通常の一般対策として講じられています。

しかしながら、社会意識としての心理的差別は結婚差別をはじめ依然として存在しており、インターネットを悪用して掲示板サイトへ書き込みが行われるなど人権侵害が起きています。こうした状況のなかで、2016（平成 28）年に現在もなお部落差別が存在するとして「部落差別解消推進法」が制定、施行され、国及び地方公共団体がともに連携し、相談体制の充実や教育・啓発の推進など、地域の実情に応じた施策を実施することが責務として規定されました。

2017（平成 29）年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、部落差別問題の認知度が 52.8%と半数を超えるなかで、村内にある被差別部落の認知度も 53.2%と同様に高くなっています。また、部落差別問題を知ったのは、高校生までが 48.8%と半数近くとなり、早い段階で部落差別問題と出会っていることが分かります。このうち、「小学校」段階での回答が 20.2%と前回調査 27.5%よりも減少しており、「部落差別問題」が現在地域にある差別の実態として捉えられるように授業を改善する必要があります。「部落差別問題を知ったきっかけ」は、全体として「家族」が 24.7%と最も多くなっていますが、20 代では「学校の授業」が 63.6%と 6 割を超え、同和教育において学校が大きな役割を担っていることがうかがえます。「家族」を情報源としている場合、論理的に社会事象を理解しうる段階以前に誤った価値観が形成されている状況が予想されます。これらを解消するには義務教育段階で正しい認識に基づいた継続的な教育が最も重要になります。また、成人を対象にした社会教育では、被差別部落の正しい歴史教育や被差別部落が担ってきた豊かな伝統文化の学習などを通して、誤った認識を払拭する必要があります。さらに、「被差別部落の成り立ちの受け止め方」については、「生活が貧しかった」とする回答が 18.5%と多く、なかでも 20 代 22.7%と 30 代 33.3%が他の世代と比べて高い結果になったことは、学校の授業における伝え方の課題として受け止める必要があります。

被差別部落の人を嫌がったり避けたりする意識の有無については、「ない」66.5%と「ほとんどない」27.3%を合わせると 9 割余りとなっています。また、部落差別問題を解決

するための考え方については、「そっとしておけば自然となくなる」が17.3%と前回調査28.4%から大きく減少し、いわゆる寝た子を起こすな意識に変化が見られる結果といえます。一方、「何をすればよいかわからない」が27.8%と前回調査17.3%から増加し、「身近な問題から積極的に努力」は24.5%と前回調査27.0%から減少しており、「今、ここにある」問題であるという視点に立ち教育・啓発を進め、一人ひとりの理解を深めていくことが求められます。

子どもの結婚相手が被差別部落出身者であった場合については、「子どもの意思を尊重する」が61.2%と6割を超え最も多くなっています。また、自身が被差別部落出身者と結婚しようとしたときに家族や親せきから強い反対を受けた場合については、「意思を貫いて結婚する」31.3%、「家族を説得して結婚する」40.5%と全ての年代において多くを占めるなかで、「わからない」も22.1%と2割超あり、そのほとんどが40代以上となっています。

部落差別はなくなってきているかどうかについては、「そう思う」35.6%、「どちらかといえばそう思う」34.9%と合わせると7割を超えるなかで「そう思う」は前回調査41.1%よりも減少し、20代13.6%、30代18.5%、40代17.8%と他の年代に比べて低くなっています。これは若い世代では部落差別問題が解消したわけではないとの認識になっていることがうかがえます。

差別、差別というからいつまでも差別がなくなるという意見については、「そう思う」41.3%と「どちらかといえばそう思う」34.2%と合わせると7割を超え、依然として寝た子を起こすな意識がここに表れており、部落差別問題を他人事として捉えている状況がわかります。しかし、20代において「そう思わない」18.2%、「どちらかといえばそう思わない」22.7%と多くなっていることは、教育の成果と見ることができます。

被差別部落の人が差別撤廃運動に立ち上がるのは当然という意見については、「そう思う」29.0%と「どちらかというともう思う」25.2%を合わせると半数余り占めるなかで、「そう思う」は前回調査38.6%より減少しています。さらに、20代においては「そう思わない」22.7%、「どちらかといえばそう思わない」18.2%とする回答が合わせて4割を超え、他の年代より高くなっていることには考慮が必要です。

部落差別問題の解決には教育や啓発が大切だとする意見については、「そう思う」39.9%と「どちらかといえばそう思う」29.6%と合わせると7割近くになるなかで、「そう思わない」とする回答が20代30代においては回答が0%で、部落差別問題の解決には教育と啓発により正しく理解することが重要との認識が浸透しています。

部落差別問題を解決するためには部落の人たちがかたまって住むのをやめるべきという意見については、「そう思わない」が20.0%と前回調査30.5%と比較して1割超減少しているなかで、20代40.9%と割合が他の年代に比べて高くなっていることは、教育の成果と見ることができます。

部落差別問題をなくすためには自分自身が積極的になる必要があるという意見については、「そう思う」13.3%が前回調査23.1%と比較して1割近く減少しているものの、「どちらかといえばそう思う」28.0%は前回調査24.7%よりも増加し、3割近くを占めています。逆に、部落差別問題は難しい問題なのでかわらない方がよいという意見について

は、「思う」が 10.9%と前回調査 9.7%よりわずかに増えているものの、「そうは思わない」20.7%と 2 割超あり、20 代では 40.9%、30 代では 29.6%あり、「どちらかといえばそう思わない」20 代 31.8%、30 代 25.9%と合わせて、20 代 70.7%、30 代 55.5%と高い割合を占めています。このことは、人権・同和教育による正しい意識の定着が進んでいると見ることができます。一方、二つの質問において最も高い割合を占める「わからない」は一つ目の質問では 32.1%、二つ目の質問では 28.0%で前回の調査それぞれ 25.9%と 23.3%よりも増えており、部落差別問題に対する正しい認識とかかわり方についていっそうの啓発が必要です。

部落差別問題を解消するためには、被差別部落に対する誤った認識とそれに基づく偏見をなくす必要があります。そのためには、幼少期からの正しい教育とともに、すべての村民が正しく理解を深め、部落差別問題が昔のことではなく今まさに存在しており、これを自分ごととして解消していくことが大切です。村民意識調査では、これまでの人権・同和教育及び啓発によって特に若い世代から意識の変化が見られますが、家庭や職場など社会全体として正しく変わっていかなければなりませんので、なおいっそうの取組が必要です。

(2) 今後の取組

すべての人の人権が尊重される明るい社会を築くためには、村民自らその大切さに気付く行動することが必要です。部落差別問題の解消のため、正しい理解と認識が深められるよう、部落差別問題に対する教育及び啓発の推進と、相談体制や差別解消を目指した取組の充実を図ります。

ア 正しい理解と認識を深める人権・同和教育と啓発の推進

- (ア) 部落差別問題に対する正しい理解と認識を深めるため、法務局や行政機関、関係団体等と連携を図りながら、広報や講演会等さまざまな機会により広く啓発に努めます。
- (イ) 次代を担う子どもたちの部落差別問題に対する正しい知識と認識を深め、未来の明るい社会を築いていくため、これまでの人権・同和教育の成果を踏まえつつ、さらなる充実とかかわる人権・同和教育の推進に努めます。
- (ウ) 心豊かな生活を推進するため、幅広くさまざまな分野について学び有意義な機会となっている「雑学講座」を、地域のみなさんとともにさらなる充実を努めます。

イ 部落差別問題の解消に向けた体制の整備

- (ア) 村や関係機関及び団体の職員が人権や部落差別問題を正しく理解し、啓発と問題解消のために行動できるよう、村内外と連携して人権研修・同和教育研修の機会の充実を努めます。
- (イ) 学校や保育園、社会教育等における人権・同和教育について、被差別部落の子どもや保護者、課題を背負わされている子どもや保護者とかかわり、問題解決に向

けて取組めます。また、「関川村人権教育・同和教育推進協議会」において意見交換と検討を行い、取組の推進に努めます。そして、人権・同和教育の要である教職員や保育園職員が、部落差別問題について地域の実情を考慮しながらさらに理解を深め、適切にかかわり、そのため正しい人権・同和教育を推進していくことができるよう地域と連携して現地研修を進めるなど、研修機会の充実に努めます。さらに、学校を中心として地域へと同和教育を広げていく場として、村上・岩船地区における同和教育研究協議会の結成を今後の検討課題とします。

- (ウ) 人権侵害につながるおそれのある身元調査について啓発を進め意識を高めるとともに、人権や部落差別問題に対応できる職員の育成を図り、関係機関と連携して相談しやすい環境づくりや体制を整備し、差別解消に向けた取組の充実に努めます。
- (エ) ハローワークや商工会等、関係機関や団体との連携を図り、企業や事業者の人権・部落差別問題に対する理解と正しい認識の重要性、研修の必要性を訴え、公正な採用選考を促進し、差別や偏見のない公平な就業機会の確保に努めます。
- (オ) 部落差別問題をはじめあらゆる差別を解消し、住み慣れた家庭や地域で健康的に安心して生活できるよう関係機関と連携し、社会福祉の充実と生活環境の改善に努めます。

6 外国籍の人の人権

(1) 現状と課題

わが国は、地理的な条件と歴史的な背景によって、言語や習慣、宗教、文化の異なる外国の人たちとの交流が少なく、国民の中には外国籍の人に対する偏見や差別の意識が潜在的にあります。そして、相互理解が十分に図られないなかで、就労や居住などさまざまな場面で差別や人権問題が生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が 2016（平成 28）年に施行されました。

自らが生まれ育った国や地域への愛や誇りは、誰の心にもあります。国際化が進展する現代において、互いの文化を受け入れ習慣を理解・尊重し、ともに生きていく社会づくりをさらに進めていく必要があります。

2017(平成 29)年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「日本に居住する外国籍等の住民の人権について思うこと」については、「日本人と同様に尊重されている」とする回答が 29.8%と 3 割近く、前回調査 13.9%よりも大きく伸びています。一方、「外国籍等の住民の不法滞在者の人権は守られなくてもよい」が 6.7%と前回調査 7.5%よりも減少するなかで、20 代の回答が 11.5%あり他の年代よりも高い数値になっています。これはメディアの影響を受けやすい若い世代において間違った認識として浸透していることが危惧されます。また、「日本に居住する外国籍等の住民の人権を守るために必要と思われること」として、「日本人が外国籍等の住民の事情を理解する」45.1%、「外国籍等

の住民との交流の機会を増やす」39.1%、「日本人・外国籍等の住民ともにお互いの情報を提供する」37.2%を挙げる回答が多く、正しい理解と認識を深め偏った先入観を排除していくための啓発や取組が必要です。

(2) 今後の取組

偏見や差別、争いのない、真に平和な世界を築いていくためには、人種や言語、習慣、文化、宗教など、それぞれの違いを互いに学び、理解を深め、受け入れることが必要です。

わが国では、身近な地域において、多くの外国籍等の人が産業や経済、文化など多方面で大きな役割を担っており、社会の一員として活躍しています。私たち村民一人ひとりが外国の異なる文化や考え方について理解を深め、お互いを尊重し合い、ともに安心して暮らせる共生社会の実現に向け、関係機関や団体と連携して次のように取組を進めます。

ア 相互理解の促進

(ア) 学校をはじめ地域や職場などにおけるさまざまな機会や広報を通じて、異なる文化や習慣、価値観への理解を深め、互いに尊重し合う人権意識の育成に努めます。

(イ) 村民の国際感覚を醸成し、外国籍等の村民が地域社会の一員として活躍する、魅力的な地域づくりを実現するため、相互の学習や交流機会の促進に努めます。

イ 暮らしやすい環境づくり

(ア) 外国籍の村民が安心して生活し、外国籍等の人が来村したときに快適に過ごすことができるよう、外国語表示や相談体制の充実に努めます。

(イ) 外国籍等の人に対する差別的な対応をなくし適正な雇用がなされるよう、関係機関や団体と連携して企業や事業者への働きかけに努めます。

7 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

エイズやハンセン病などさまざまな感染症については、その治療法や予防法、感染のしくみについて未だ正しい知識の普及と理解が十分になされているとはいえ、誤った理解や無関心によって、感染症患者、元患者やその家族等への差別、偏見、プライバシー侵害などの人権問題が生じています。

1999(平成11)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が、2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されるなど、患者等の人権擁護に関する法律が整備され、感染症患者や元患者、その家族などに対する差別や偏見、不合理な取扱は徐々に改善されてきています。

しかし、2020(令和2)年には新型コロナウイルスの感染が拡大し、患者や家族、医

療関係者等に対する偏見や差別、そして感染拡大地域の住民に対する差別的な対応が社会問題となっています。まさにこれは、人々に潜在する差別意識が顕在化したものであり、これを防ぐためには、国や地方公共団体、関係機関、メディアを含め、正確な情報をもとに正しく情報を発信し適切に対応することで、人びとの誤った認識による恐怖心や偏見をなくし、冷静な対応を促す必要があります。

2017(平成 29)年の「関川村人権に関する意識調査」の結果では、「エイズ患者・HIV感染者の人権で尊重されていないと思うこと」については、「根拠のない悪いうわさを流す」が35.2%で3割余りと多く、前回調査26.8%よりも大幅に増えています。特に20代46.2%、30代63.6%と若い世代ほど割合が高く、SNS等メディアの影響とともに、噂話と人権侵害が緊密であることをうかがわせています。また、「エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと」として、「プライバシー保護の徹底」の割合が45.1%と最も多く、次いで「学校での教育推進」36.2%となっています。

さまざまな感染症患者や医療従事者等への偏見や差別をなくすため、プライバシーの保護を徹底するとともに、すべての国民が年代を問わず正しく理解し、適切な対応がなされるよう正しい啓発と教育が求められます。

(2) 今後の取組

感染症やさまざまな病気の患者や家族、医療機関等に対する偏見や差別をなくすためには、正しい知識の普及と理解を促進するとともに、この問題が人権問題であることを村民が理解し、冷静な判断をもって行動することが大切です。村は、今後も正しい知識について教育と啓発、適切な情報発信に努め、国や県、関係機関と連携して次のように取組を進めます。

ア 正しい知識の普及と人権尊重意識の醸成

(ア) 感染症などの病気に対する正しい知識と理解を深め、患者や家族、医療関係者に対する偏見や差別をなくし、人権尊重意識を高めるため、広報やさまざまな機会での啓発に努めます。

(イ) 学校では、人権教育及び保健教育を通じて正しく知識を深め、人権尊重意識の醸成とともに病気の予防と健康に対する意識の向上に努めます。

イ 相談支援体制の充実

(ア) 村民の健康や感染症患者等の人権問題について、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

8 さまざまな人権課題

(1) 現状と課題

ア インターネットによる人権侵害

スマートフォンに代表される I C T 環境は、インターネットを介した情報化が世界中で急速に進むなかで、S N S や電子メールなど、誰もが気軽に情報を収集し発信できるメディアとして日常生活に欠かせないものとなっています。

しかし、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人にとって有害となる情報が氾濫し、インターネットによる人権侵害の問題が社会問題となっています。情報化の発達には、大量かつ広範な情報の処理と伝達を容易としている一方で、個人情報的大量に収集され悪用されるなど、個人の権利や利益が簡単に侵害されてしまうリスクを併せ持っています。

2016（平成 28）年に「部落差別解消推進法」が施行されました。そこには、鳥取ループ示現舎によって「全国部落調査・復刻版」が出版され、被差別部落の地名等の情報がインターネット上に拡散されたことが背景としてあります。こうした悪質な情報の掲載等に関しては、2002（平成 14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められ、また、2009（平成 21）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、法的な対応やプロバイダー業界の対応が進んできています。

新潟県及び県内の市町村ではモニタリングを行い、悪質なものに対しては法務局等を通じて削除要請するも、なかなか削除されない状況にあることと、たとえ削除されたとしても一旦配信されたものは「ミラーサイト」といわれるものに残ってしまう危険性が生じています。

インターネットによる人権侵害を解消していくためには、一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、意識を高めていくことが重要です。そして、村民が被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用における注意点や危険性、ルールやマナーについて広く啓発を行い、特にインターネットの影響を受けやすい子どもたちには、早い時期から情報モラルや情報を使いこなす力を身に着ける教育を家庭と連携して取り組む必要があります。また、インターネットによる人権侵害の問題について適切に対応できるよう、関係機関と連携し、法に基づく悪質な情報の削除や相談体制の充実に努めることが求められます。

イ 新潟水俣病患者等の人権

新潟水俣病は、企業が排出した有機水銀による汚染によって阿賀野川流域における環境破壊や健康被害を招いた公害病です。病気を理由とした被害住民に対する偏見や、原因企業等からの補償金の支給に関して中傷を受けるなど、患者や家族は長期にわたって不利益を被っています。

新潟県では 2009（平成 21）年に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病患者の福祉の増進や、新潟水俣病発生地域の再生と融和などを目的としてさまざまな取組を行っており、村でも県や関係機関と連携して新潟水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための学校教育と連携した啓発が必要です。

ウ 北朝鮮当局による拉致問題

2002（平成 14）年の日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、5 人の拉致被害者の帰国が実現しました。2006（平成 18）年の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の施行により、積極的に拉致問題に関する啓発が行われています。

しかし、未だに帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないよう、声を上げ続ける必要があります。

高度な外交問題ですが、拉致問題は重大な人権侵害であり、解決に向けて国の毅然とした対応が求められます。

また、拉致被害者が帰国した後も安心して暮らせるよう取組が必要です。

エ 自死の対策と遺族の人権

わが国では、2016（平成 28）年の「自殺対策基本法」の改正を受け、2017（平成 29）年に「自殺総合対策大綱」の抜本的な見直しが行われました。村では、これに基づき「関川村自殺防止計画」を 2019（平成 31）年に策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して取組を進めています。

家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族）は、家族を亡くした悲しみだけでなく、そのことに対する周囲の誤解や社会の偏見などによって孤立してしまうことが少なくありません。

自死遺族が誤解や偏見による不利益を被ることなく、温かい見守りによって支えられる社会をつくっていくため、関係機関と連携して啓発と支援の充実を図る必要があります。

オ 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、生命や心身等の直接的被害だけでなく、経済的被害や捜査等に要する時間的・精神的な負担、さらには興味本位のうわさや心ない中傷、あるいはメディア報道等による精神的苦痛、日常生活への影響など、多くの二次的被害を受けることがあります。

2005（平成 17）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供や損害賠償の請求についての援助などが定められています。また、新潟県では「新潟県犯罪被害者等支援条例」を 2020（令和 2）年に制定しています。村民の理解促進のため啓発を推進し、適切に対応することが求められます。

カ 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や罪を犯した人は、更生の意欲があっても本人や家族に対する周囲の偏見や差別が根強く、特に就職や住居の確保が困難なことなど、社会復帰が難しい現状にあります。

偏見や差別をなくし、刑を終え出所した人等が社会の一員として円滑に生活できるようにするためには、村民一人ひとりの理解と地域社会における協力が欠かせません。関係機関と連携して啓発等に組み込んでいく必要があります。

キ 性的マイノリティの人権

性的少数者に対する偏見や差別など人権侵害の問題については、近年、多様な性のあり方とともに関心が高まっています。

差別や偏見を解消し、すべての人が自分らしく生きていくためには、多様性を認め合い、性的指向や性自認という個人の特性について正しく理解を深めていく必要があります。今後も広報や啓発、学校における教育の推進に努めます。

ク ホームレスの人権

厳しい社会情勢のなかで失業や家庭問題など、さまざまな理由で特定の住居を持たない、いわゆるホームレスの状態になる人がいます。十分な栄養や衛生状況が確保できないため、地域社会とのあつれきから偏見や差別の対象となり、嫌がらせや暴力を受ける事件などの人権侵害が後を絶ちません。

自立を促進し問題を解消するためには、人びとや地域の理解と支援が必要です。啓発や各種支援制度の活用、相談体制の充実など、関係機関と連携した対応が求められます。

ケ 災害起因の人権問題

災害によって被害を受けた方々の生活は、困難を極めます。

近年、国内では、大地震や土砂災害などさまざまな自然災害が多発し、特に 2011（平成 23）年に発生した東日本大震災では、原子力発電所の事故に関連し、思い込みや根拠のない偏見によって宿泊拒否などの差別的扱いや、子どもが避難先でいじめを受けるなど人権侵害の問題が生じています。

一人ひとりが正しい知識とお互いを大切にすることをもち、災害時における人権侵害が生じることのないよう、広報やさまざまな機会における啓発が必要です。

コ その他の人権問題

私たちが生活する今このときも、人権に関する問題は様々な形で身近に存在しています。いじめは子ども社会だけに限られるものではありません。人はみな違って当たり前。排除ではなく愛情をもって認め合うべきです。優生思想※に基づく偏見や差別など、誤った認識は正していかなければなりません。差別などのあらゆる人権問題を解消していくためには、私たち一人ひとりが人権について学び、意識を高め、我がごととして取り組んでいく必要があります。

※優生思想 命に優劣をつけ選別する思想。わが国でも優生保護法が 1996（平成 8）年まで存在し、今もお苦しむ人や事件が社会問題化するなど、現代社会に暗い影を落としている。

今後も人権・同和教育及び行政について、村内外の関係機関や団体等と連携し、当事者とのかかわりを持ちながら村全体でしっかりと進めるべく、いっそうの努力が求められます。

(2) 今後の取組

ア さまざまな人権問題について正しく理解し認識を深めるため、学校における人権教育とともに、広報や研修会などさまざまな機会を通じて啓発に努めます。

イ さまざまな人権問題について、適切に相談や支援ができるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実に努めます。

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

少子高齢化や国際化、情報化など急速に変化する社会情勢を背景として、人権問題が多様化し、複雑化しているなかで、人権をめぐる課題に適切に対応するためには、各分野の施策を担当する庁内各課の密接な連携が必要です。

村では、庁内幹部職員による「関川村役場課長会議」を随時開催し、村政全般について情報交換を行っていますが、人権教育及び啓発を推進する「人権対策委員会」としてこれを位置付け、人権関連施策の調整と総合的な推進を図るほか、緊急的な対応を要する場面では、関係課による「緊急人権対策委員会」を設けて対応を行います。

また、当事者や有識者を含む「関川村人権教育・啓発推進計画策定委員会」を検証機関に位置付け、計画の実施状況や効果の評価を行い、実効性のある取組を推進します。

2 関係機関や地域等との連携

人権・同和教育及び啓発を効果的に推進し、人権が尊重される明るい社会を築いていくため、一人ひとりの人権に対する正しい理解を深めるとともに、国や県、関係機関や団体、学校、家庭、地域、企業や事業者等、地域社会全体で協同連携して取組を推進します。

関川村人権に関する意識調査結果（抜粋）

「第2章 村民意識調査結果と考察」 関係資料

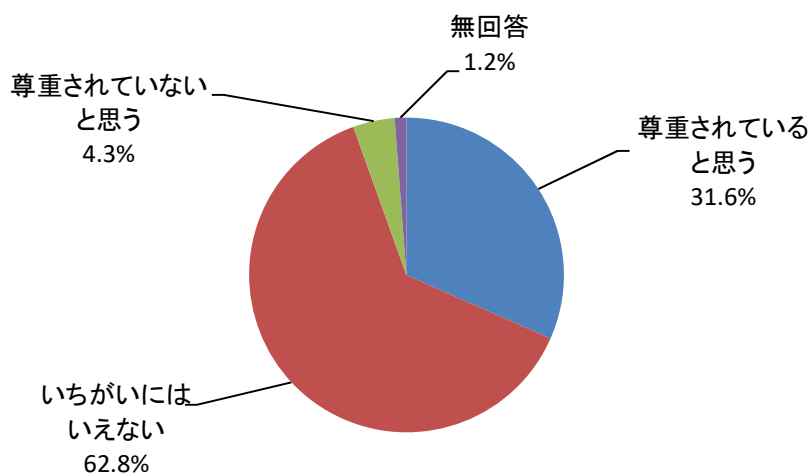
(1) 人権全般について

〔問〕今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。

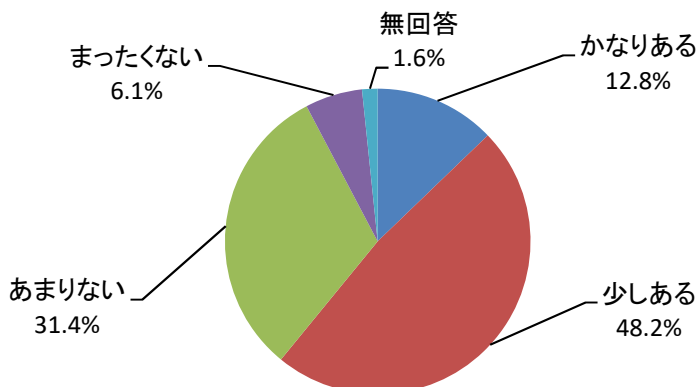
〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
尊重されていると思う	31.6%	33.3%	29.8%	37.5%	15.4%	12.1%	28.8%	34.3%	35.2%	34.0%	35.6%	0.0%
いちがいいには いえない	62.8%	60.6%	64.9%	56.3%	80.8%	78.8%	61.5%	64.3%	59.2%	58.8%	60.0%	100.0%
尊重されていないと思う	4.3%	4.6%	4.2%	0.0%	3.8%	9.1%	5.8%	1.4%	5.6%	3.1%	3.3%	0.0%
無回答	1.2%	0.9%	1.1%	6.3%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	4.1%	1.1%	0.0%

社会全体の人権尊重

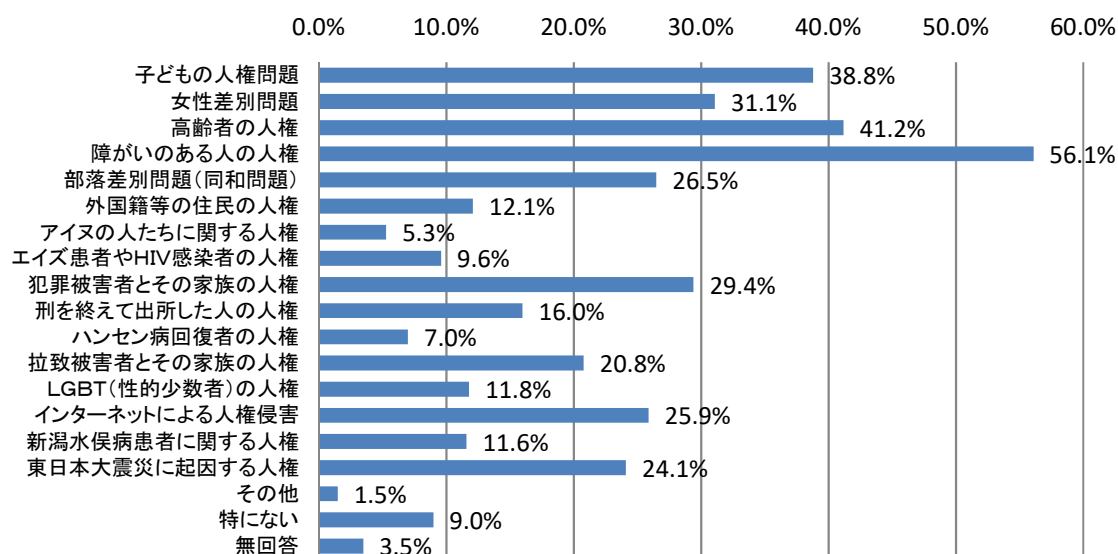


人権問題への関心



〔問〕基本的人権に関わる次の問題のうち、関心があるものすべてを選んでください。

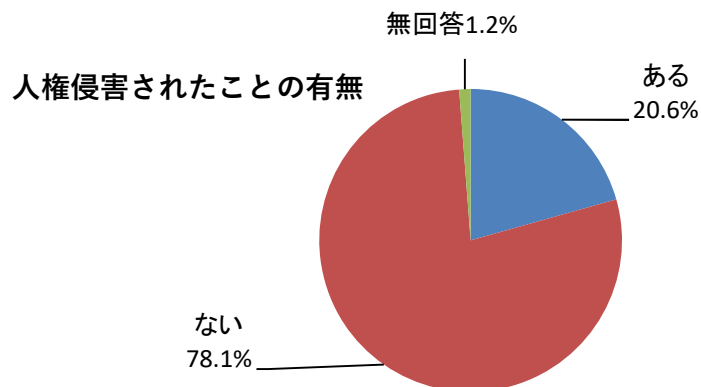
関心のある人権問題（複数回答）



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	456	199	242	15	25	32	45	68	119	87	79	1
子どもの人権問題	38.8%	29.6%	46.3%	40.0%	52.0%	43.8%	37.8%	39.7%	37.8%	35.6%	39.2%	100.0%
女性差別問題	31.1%	30.7%	31.4%	0.0%	28.0%	43.8%	24.4%	29.4%	30.3%	36.8%	40.5%	0.0%
高齢者の人権	41.2%	40.7%	40.1%	26.7%	12.0%	21.9%	28.9%	20.6%	40.3%	54.0%	59.5%	100.0%
障がいのある人の人権	56.1%	59.3%	54.5%	6.7%	72.0%	46.9%	48.9%	61.8%	58.8%	56.3%	62.0%	0.0%
部落差別問題（同和問題）	26.5%	29.1%	24.8%	0.0%	20.0%	34.4%	28.9%	23.5%	28.6%	31.0%	34.2%	0.0%
外国籍等の住民の人権	12.1%	13.1%	11.6%	0.0%	24.0%	9.4%	13.3%	16.2%	11.8%	11.5%	12.7%	0.0%
アイヌの人たちに関する人権	5.3%	7.0%	3.3%	0.0%	4.0%	0.0%	6.7%	4.4%	8.4%	3.4%	3.8%	0.0%
エイズ患者やHIV感染者の人権	9.6%	10.6%	8.7%	0.0%	16.0%	3.1%	11.1%	10.3%	8.4%	12.6%	13.9%	0.0%
犯罪被害者とその家族の人権	29.4%	30.2%	28.9%	6.7%	24.0%	25.0%	33.3%	41.2%	30.3%	28.7%	31.6%	0.0%
刑を終えて出所した人の人権	16.0%	22.1%	11.2%	0.0%	24.0%	9.4%	17.8%	11.8%	14.3%	19.5%	21.5%	0.0%
ハンセン病回復者の人権	7.0%	10.1%	4.1%	0.0%	4.0%	3.1%	6.7%	5.9%	10.1%	6.9%	7.6%	0.0%
拉致被害者とその家族の人権	20.8%	21.1%	19.4%	0.0%	8.0%	6.3%	13.3%	17.6%	23.5%	24.1%	26.6%	100.0%
LGBT（性的マイノリティ）の人権	11.8%	9.5%	14.0%	0.0%	40.0%	21.9%	17.8%	11.8%	9.2%	6.9%	7.6%	0.0%
インターネットによる人権侵害	25.9%	28.1%	24.8%	0.0%	40.0%	46.9%	37.8%	38.2%	21.8%	18.4%	20.3%	100.0%
新潟水俣病患者に関する人権	11.6%	10.6%	12.0%	0.0%	4.0%	6.3%	8.9%	13.2%	10.9%	16.1%	17.7%	0.0%
東日本大震災に起因する人権	24.1%	25.6%	22.3%	0.0%	16.0%	25.0%	22.2%	22.1%	27.7%	23.0%	25.3%	100.0%
その他	1.5%	2.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	1.5%	3.4%	1.1%	1.3%	0.0%
特にない	9.0%	9.0%	7.9%	6.7%	4.0%	6.3%	2.2%	8.8%	7.6%	14.9%	16.5%	0.0%
無回答	3.5%	2.0%	4.1%	13.3%	0.0%	6.3%	2.2%	1.5%	3.4%	5.7%	6.3%	0.0%

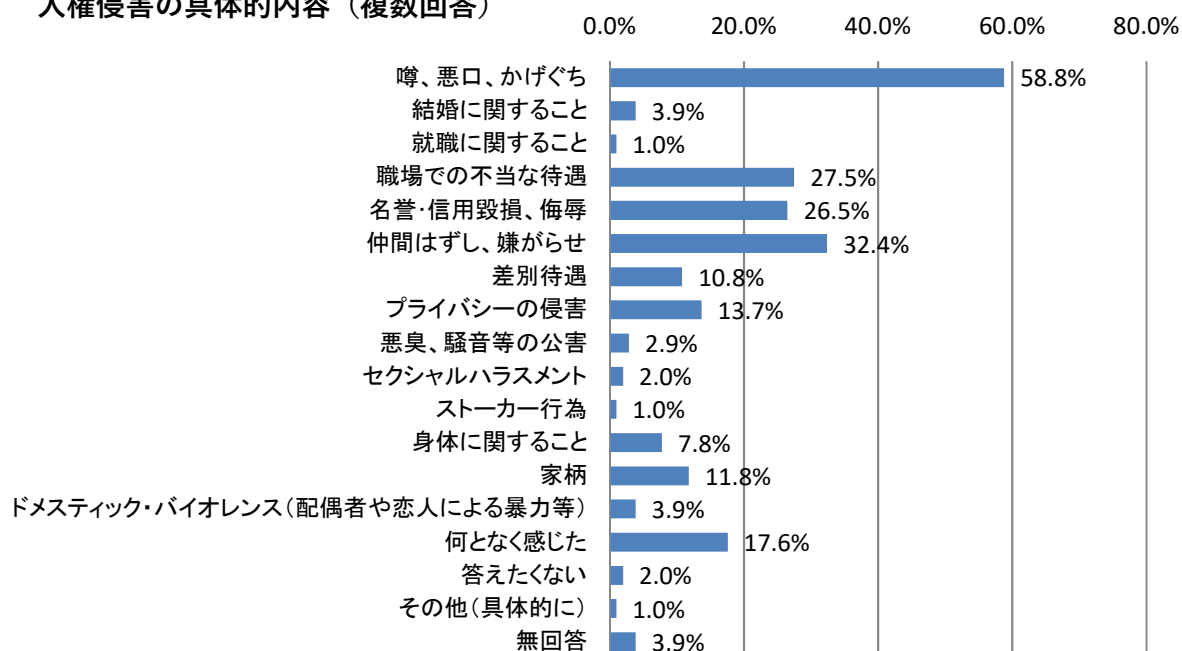
〔問〕これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



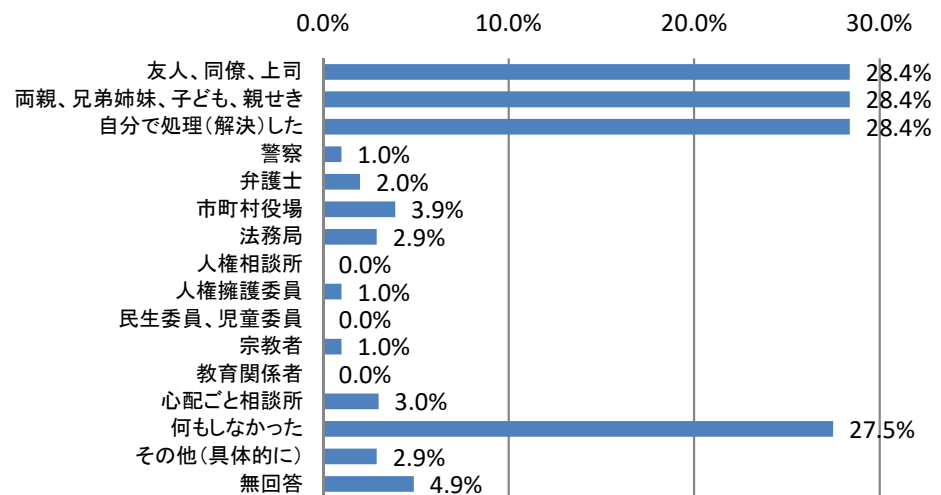
〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
ある	20.6%	15.3%	24.8%	25.0%	7.7%	27.3%	25.0%	20.0%	19.2%	22.7%	20.0%	0.0%
ない	78.1%	84.3%	73.7%	68.8%	92.3%	72.7%	73.1%	77.1%	80.8%	76.3%	77.8%	100.0%
無回答	1.2%	0.5%	1.5%	6.3%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	0.0%	1.0%	2.2%	0.0%

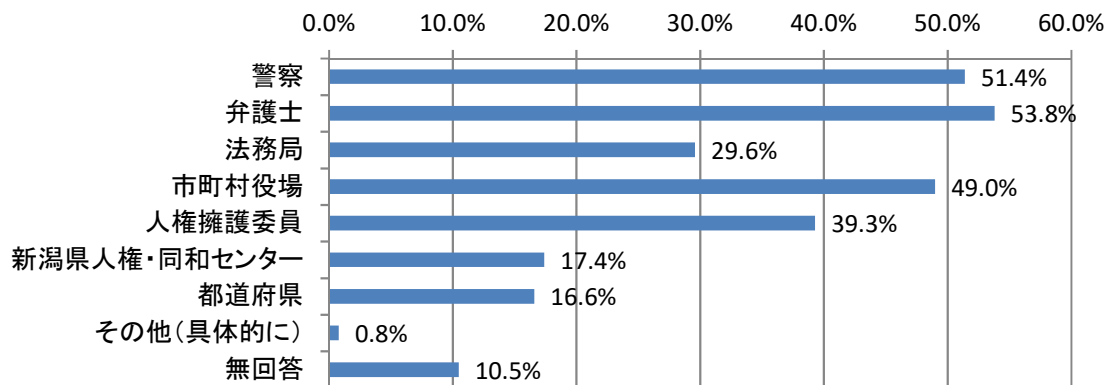
人権侵害の具体的内容（複数回答）



人権侵害された際の相談先（複数回答）



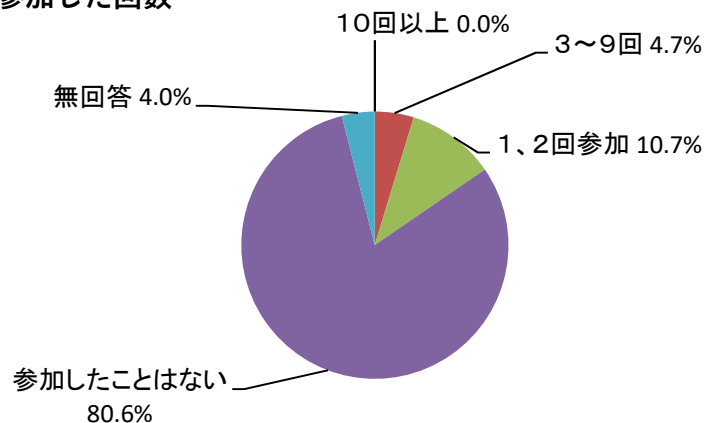
人権擁護機関の認知度（複数回答）



(2) 人権問題に関する講演・研修について

〔問〕人権問題に関する講演・研修に参加した回数について1つ選んでください。

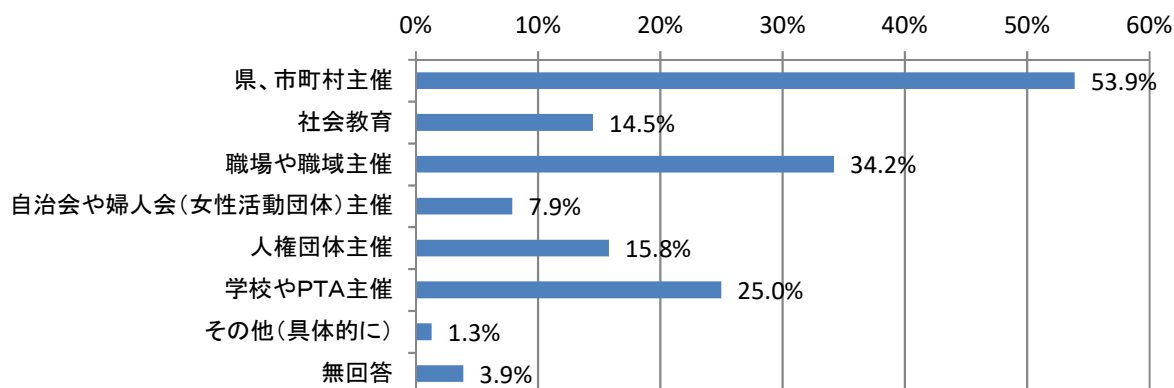
人権問題に関する講演・研修に参加した回数



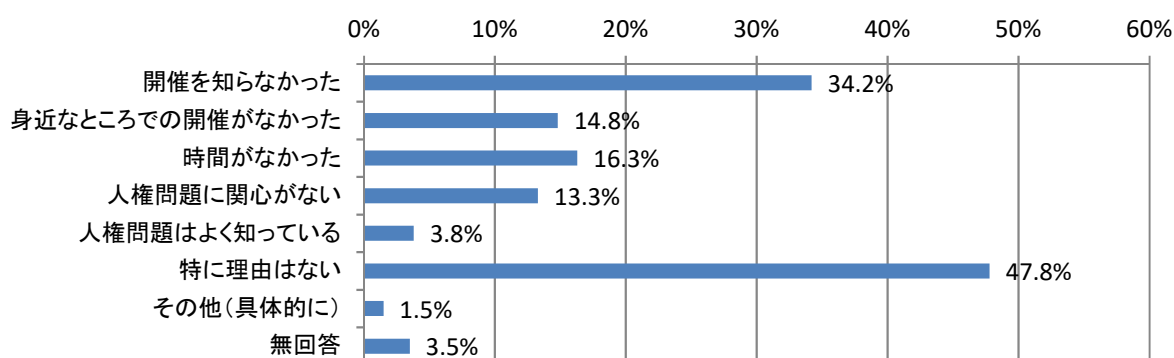
〔関川村男女別・世代別〕

区分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
10回以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3～9回	4.7%	6.0%	3.8%	0.0%	11.5%	3.0%	9.6%	8.6%	3.2%	2.1%	2.2%	0.0%
1、2回参加	10.7%	13.0%	9.2%	6.3%	26.9%	12.1%	11.5%	10.0%	8.0%	12.4%	7.8%	0.0%
参加したことはない	80.6%	76.9%	85.1%	56.3%	57.7%	84.8%	75.0%	80.0%	88.0%	78.4%	81.1%	100.0%
無回答	4.0%	4.2%	1.9%	37.5%	3.8%	0.0%	3.8%	1.4%	0.8%	7.2%	8.9%	0.0%

参加した人権講演・研修の主催元（複数回答）



人権講演・研修に参加したことがない理由（複数回答）



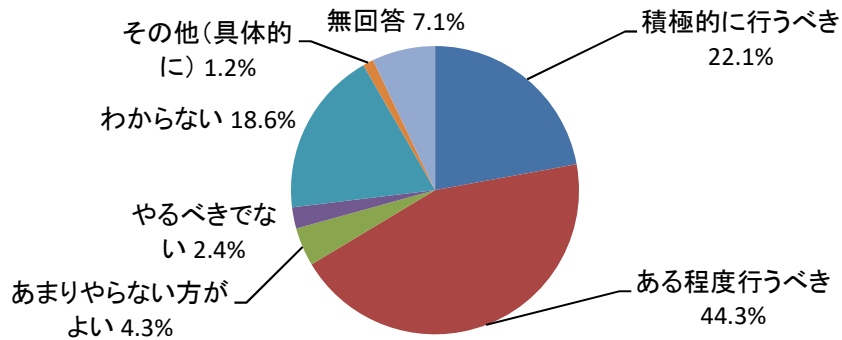
〔関川村男女別・世代別〕

区分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	398	166	223	9	15	28	39	56	110	76	73	1
開催を知らなかった	34.2%	35.5%	33.6%	22.2%	53.3%	42.9%	43.6%	32.1%	28.2%	32.9%	34.2%	0.0%
身近なところでの開催がなかった	14.8%	19.3%	10.8%	33.3%	13.3%	10.7%	10.3%	5.4%	15.5%	21.1%	19.2%	0.0%
時間がなかった	16.3%	15.7%	17.5%	0.0%	13.3%	21.4%	15.4%	25.0%	19.1%	17.1%	4.1%	0.0%
人権問題に関心がない	13.3%	12.0%	14.3%	11.1%	20.0%	10.7%	12.8%	21.4%	8.2%	13.2%	13.7%	100.0%
人権問題はよく知っている	3.8%	6.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	7.9%	5.5%	0.0%
特に理由はない	47.7%	44.0%	49.8%	66.7%	40.0%	32.1%	35.9%	51.8%	50.9%	52.6%	47.9%	100.0%
その他（具体的に）	1.5%	0.0%	2.2%	11.1%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	1.3%	5.5%	0.0%
無回答	3.5%	1.8%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	0.0%	1.8%	2.6%	11.0%	0.0%

(3) 小・中・高等学校での人権・同和教育について

〔問〕小・中・高等学校での人権・同和教育を行うことについてどう思いますか。1つ選んでください。

学校での人権・同和教育の実施について

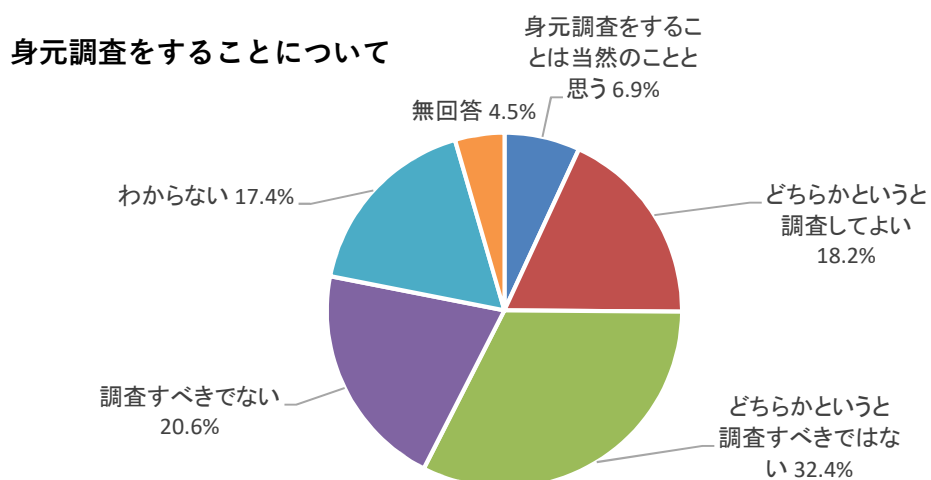


〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
積極的に行うべき	22.1%	23.6%	21.8%	6.3%	50.0%	51.5%	28.8%	25.7%	14.4%	14.4%	15.6%	0.0%
ある程度行うべき	44.3%	45.8%	44.7%	18.8%	42.3%	48.5%	46.2%	42.9%	57.6%	40.2%	30.0%	0.0%
あまりやらない方がよい	4.3%	6.5%	2.3%	6.3%	0.0%	0.0%	1.9%	5.7%	4.8%	6.2%	4.4%	0.0%
やるべきでない	2.4%	3.2%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	3.2%	4.1%	2.2%	0.0%
わからない	18.6%	13.4%	21.8%	37.5%	3.8%	0.0%	11.5%	21.4%	14.4%	23.7%	31.1%	100.0%
その他(具体的に)	1.2%	1.9%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	1.4%	0.0%	2.1%	1.1%	0.0%
無回答	7.1%	5.6%	6.9%	31.3%	3.8%	0.0%	3.8%	2.9%	5.6%	9.3%	15.6%	0.0%

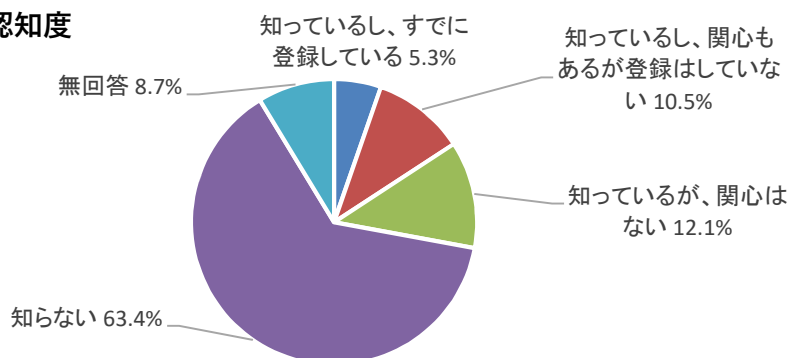
(4) 身元調査について

〔問〕身元調査をすることについて



〔問〕関川村に「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」があることについて

本人通知制度の認知度



〔関川村男女別・世代別〕

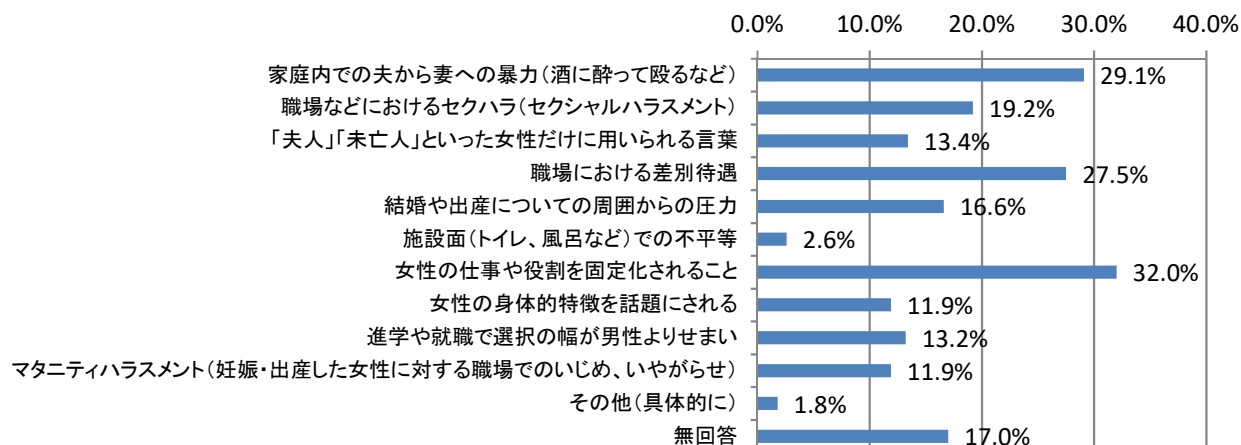
区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
知っているし、すでに登録している	5.3%	5.6%	4.2%	18.8%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	5.6%	11.3%	6.7%	0.0%
知っているし、関心もあるが登録はしていない	10.5%	10.6%	9.5%	25.0%	3.8%	18.2%	11.5%	11.4%	11.2%	7.2%	11.1%	0.0%
知っているが、関心はない	12.1%	16.7%	9.2%	0.0%	0.0%	3.0%	9.6%	17.1%	15.2%	16.5%	7.8%	0.0%
知らない	63.4%	58.8%	69.1%	31.3%	92.3%	78.8%	69.2%	70.0%	62.4%	49.5%	56.7%	100.0%
無回答	8.7%	8.3%	8.0%	25.0%	3.8%	0.0%	5.8%	1.4%	5.6%	15.5%	17.8%	0.0%

<< 第4章 分野別施策の推進 >> 関係資料

1 女性の人権

〔問8〕女性の人権で尊重されていないと思うことを次の中から3つ以内選んでください。

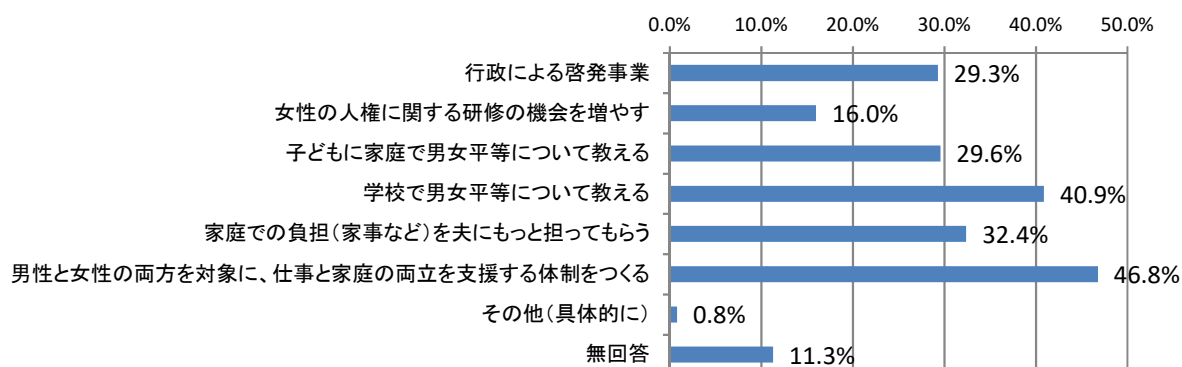
女性の人権で尊重されていないと思うこと（複数回答）



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
家庭内での夫から妻への暴力(酒に酔って殴るなど)	29.1%	31.9%	26.0%	43.8%	15.4%	27.3%	17.3%	28.6%	34.4%	29.9%	32.2%	100.0%
職場などにおけるセクハラ(セクシャルハラスメント)	19.2%	25.0%	15.6%	0.0%	38.5%	21.2%	21.2%	34.3%	15.2%	16.5%	8.9%	0.0%
「夫人」「未亡人」といった女性だけに用いられる言葉	13.4%	11.6%	14.9%	12.5%	3.8%	0.0%	11.5%	8.6%	13.6%	15.5%	23.3%	0.0%
職場における差別待遇	27.5%	28.2%	26.7%	31.3%	34.6%	24.2%	28.8%	28.6%	35.2%	19.6%	22.2%	100.0%
結婚や出産についての周囲からの圧力	16.6%	15.3%	18.3%	6.3%	50.0%	39.4%	32.7%	20.0%	8.8%	9.3%	5.6%	0.0%
施設面(トイレ、風呂など)での不平等	2.6%	1.9%	3.4%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	1.4%	3.2%	2.1%	5.6%	0.0%
女性の仕事や役割を固定化されること	32.0%	30.6%	32.8%	37.5%	23.1%	27.3%	26.9%	28.6%	37.6%	41.2%	23.3%	100.0%
女性の身体的特徴を話題にされる	11.9%	9.7%	14.1%	6.3%	7.7%	12.1%	3.8%	20.0%	16.0%	10.3%	7.8%	0.0%
進学や就職で選択の幅が男性よりせまい	13.2%	15.7%	11.5%	6.3%	11.5%	15.2%	3.8%	2.9%	16.0%	21.6%	13.3%	0.0%
マタニティハラスメント(妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、いやがらせ)	11.9%	12.0%	12.6%	0.0%	26.9%	27.3%	25.0%	12.9%	8.0%	9.3%	2.2%	0.0%
その他(具体的に)	1.8%	0.9%	2.3%	6.3%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	0.8%	0.0%	5.6%	0.0%
無回答	17.0%	15.7%	16.8%	37.5%	3.8%	3.0%	13.5%	15.7%	12.0%	21.6%	31.1%	0.0%

女性の人権を守るための対応策（複数回答）



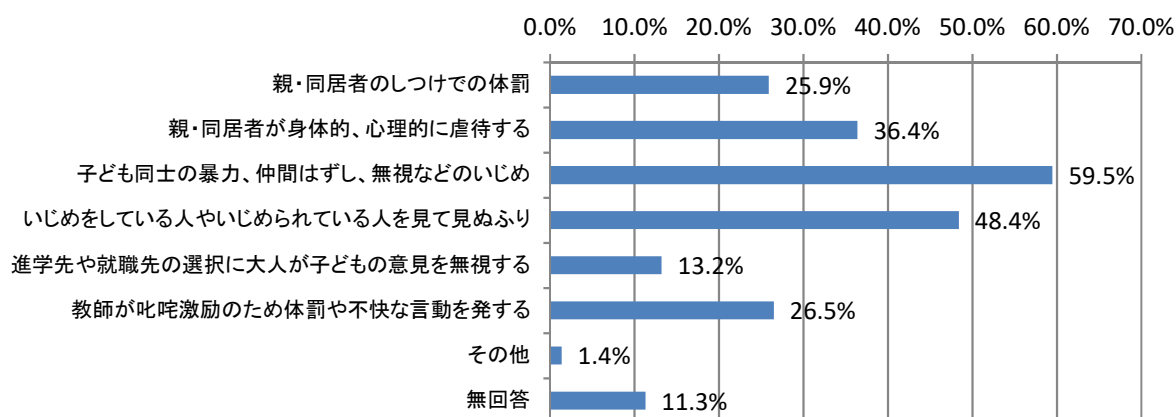
〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
行政による啓発事業	27.3%	31.9%	24.8%	6.3%	30.8%	21.2%	19.2%	27.1%	32.0%	29.9%	23.3%	100.0%
女性の人権に関する研修の機会を増やす	16.0%	17.1%	14.9%	18.8%	7.7%	15.2%	7.7%	11.4%	17.6%	25.8%	14.4%	0.0%
子どもに家庭で男女平等について教える	29.6%	31.0%	27.9%	37.5%	15.4%	27.3%	26.9%	24.3%	29.6%	36.1%	32.2%	100.0%
学校で男女平等について教える	40.9%	40.3%	42.7%	18.8%	46.2%	33.3%	36.5%	40.0%	47.2%	41.2%	35.6%	100.0%
家庭での負担（家事など）を夫にもっと担ってもらう	32.4%	25.5%	37.8%	37.5%	42.3%	30.3%	28.8%	32.9%	34.4%	32.0%	30.0%	0.0%
男性と女性の両方を対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる	46.8%	48.1%	45.8%	43.8%	53.8%	57.6%	59.6%	44.3%	48.0%	39.2%	42.2%	0.0%
その他（具体的に）	0.8%	1.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.8%	1.0%	1.1%	0.0%
無回答	11.3%	8.8%	12.2%	31.3%	3.8%	6.1%	5.8%	15.7%	10.4%	7.2%	21.1%	0.0%

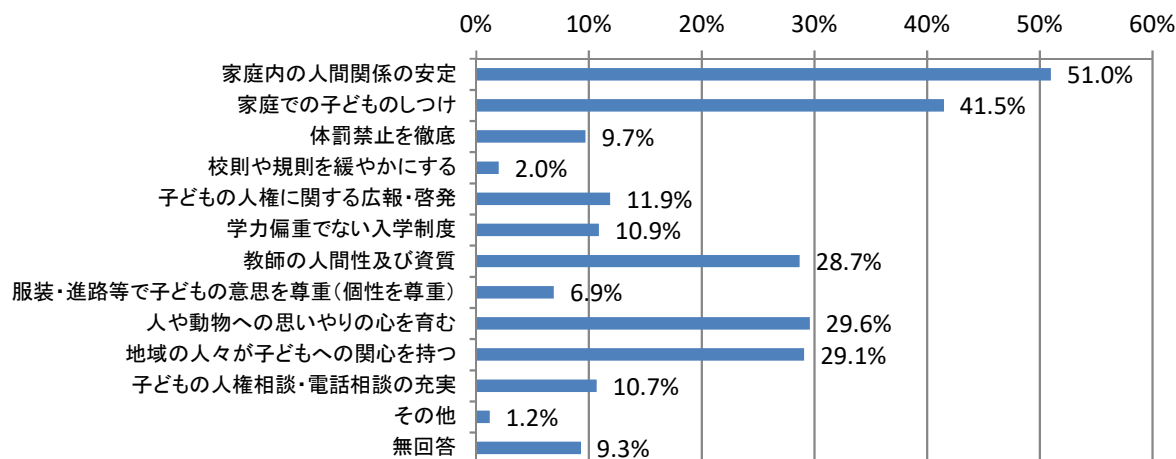
2 子どもの人権

〔問〕子どもの人権で尊重されていないと思うことを次の中から3つ以内選んでください。

子どもの人権で尊重されていない内容（複数回答）



子どもの人権を守るための必要策（複数回答）



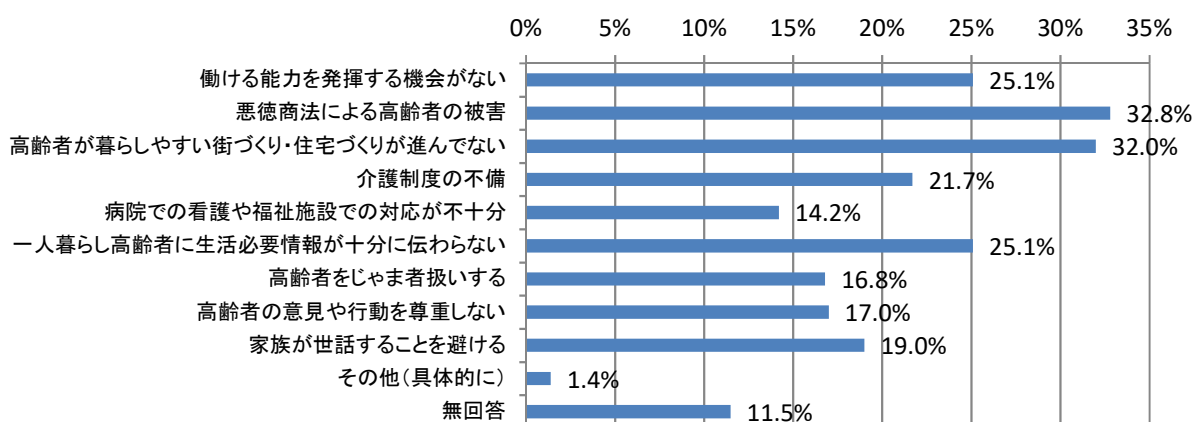
〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
家庭内の人間関係の安定	51.0%	48.1%	53.8%	43.8%	38.5%	54.5%	46.2%	57.1%	53.6%	53.6%	44.4%	100.0%
家庭での子どものしつけ	41.5%	45.4%	39.7%	18.8%	38.5%	36.4%	23.1%	38.6%	44.0%	50.5%	44.4%	0.0%
体罰禁止を徹底	9.7%	12.0%	7.6%	12.5%	7.7%	6.1%	5.8%	11.4%	11.2%	9.3%	11.1%	0.0%
校則や規則を緩やかにする	2.0%	1.4%	2.3%	6.3%	0.0%	6.1%	1.9%	1.4%	0.8%	2.1%	3.3%	0.0%
子どもの人権に関する広報・啓発	11.9%	16.7%	8.8%	0.0%	15.4%	21.2%	13.5%	11.4%	10.4%	11.3%	10.0%	0.0%
学力偏重でない入学制度	10.9%	10.6%	11.1%	12.5%	7.7%	6.1%	5.8%	10.0%	16.8%	12.4%	6.7%	100.0%
教師の人間性及び資質	28.7%	31.9%	27.1%	12.5%	38.5%	36.4%	30.8%	27.1%	30.4%	29.9%	20.0%	0.0%
服装・進路等で子どもの意思を尊重 (個性を尊重)	6.9%	5.6%	7.6%	12.5%	15.4%	9.1%	3.8%	4.3%	6.4%	8.2%	6.7%	0.0%
人や動物への思いやりの心を育む	29.6%	26.4%	32.4%	25.0%	23.1%	30.3%	32.7%	25.7%	27.2%	34.0%	31.1%	0.0%
地域の人々が子どもへの関心を持つ	29.1%	29.2%	29.4%	25.0%	30.8%	27.3%	26.9%	37.1%	29.6%	29.9%	22.2%	100.0%
子どもの人権相談・電話相談の充実	10.7%	12.0%	9.9%	6.3%	23.1%	9.1%	15.4%	4.3%	12.8%	10.3%	7.8%	0.0%
その他	1.2%	1.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.4%	0.8%	0.0%	3.3%	0.0%
無回答	9.3%	5.6%	10.7%	37.5%	3.8%	3.0%	11.5%	10.0%	5.6%	6.2%	20.0%	0.0%

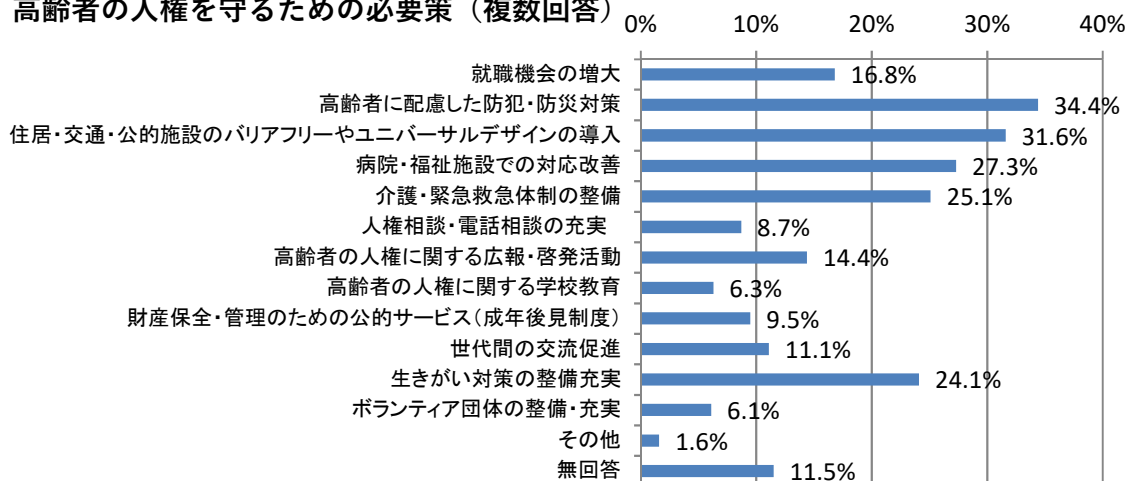
3 高齢者の人権

〔問〕高齢者の人権で尊重されていないと思うことを次の中から3つ以内選んでください。

高齢者の人権で尊重されていない点（複数回答）



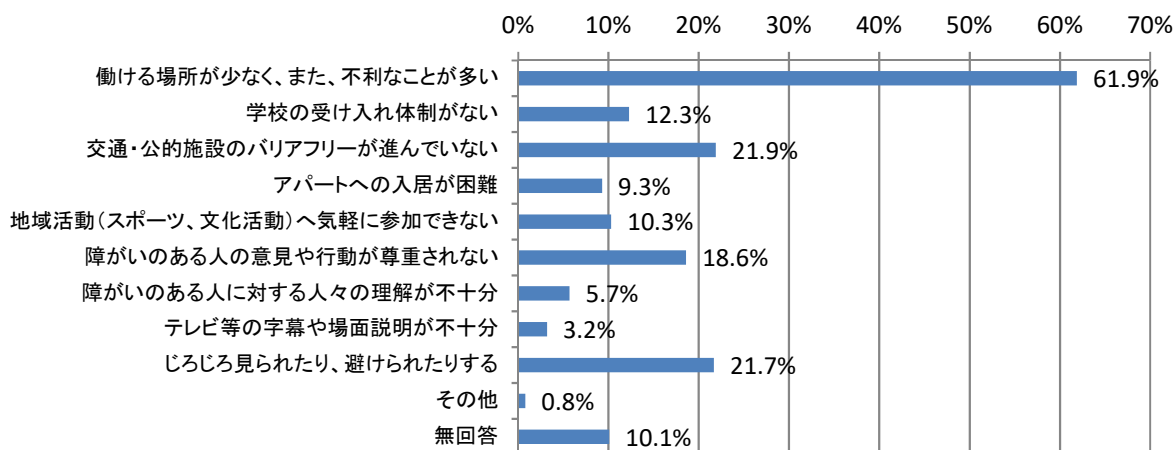
高齢者の人権を守るための必要策（複数回答）



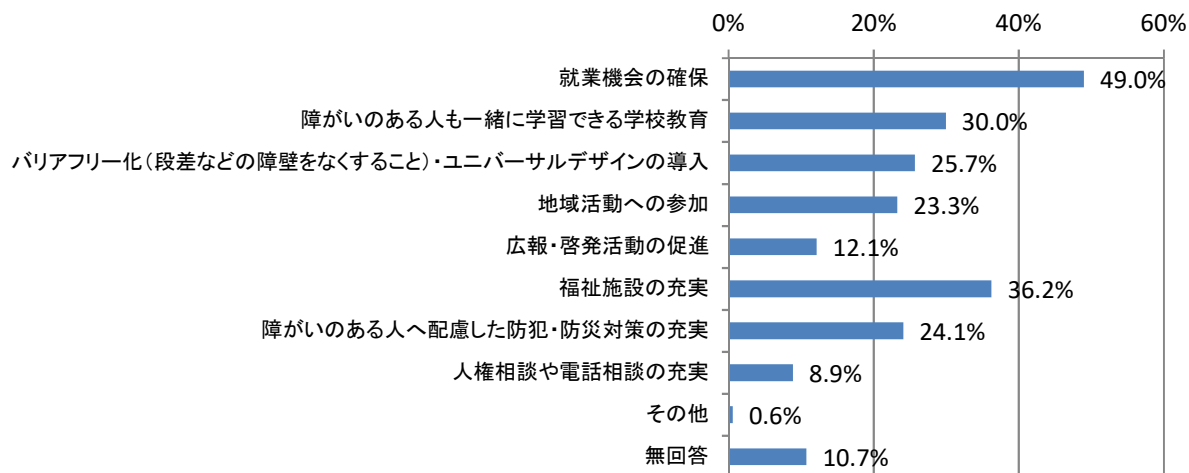
4 障がいのある人の人権

〔問〕障がい者の人権で尊重されていないと思うことを次の中から3つ以内選んでください。

障がい者の人権で尊重されていないと思うこと（複数回答）



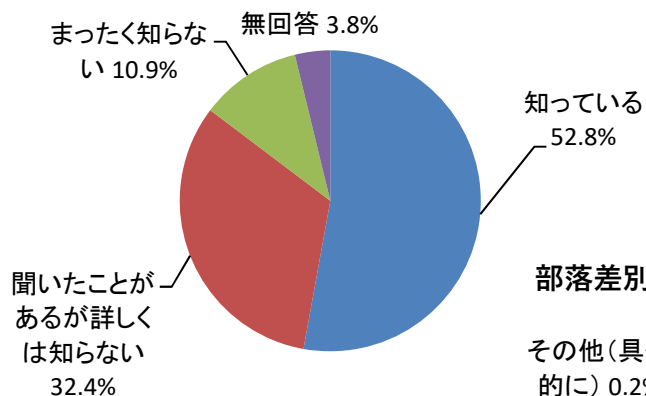
障がい者の人権を守るための必要策（複数回答）



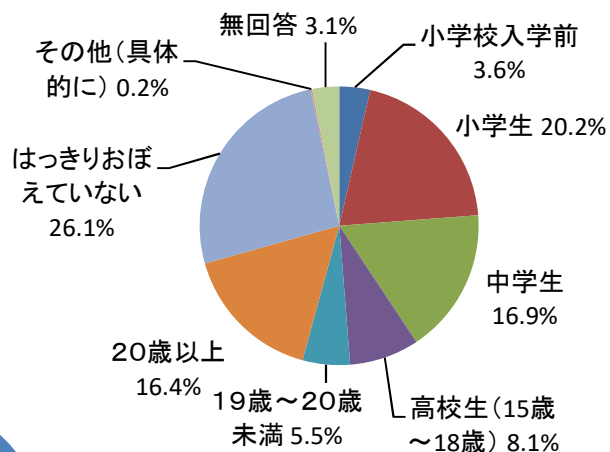
5 部落差別問題（同和問題）

〔問〕日本の社会に「部落差別問題（同和問題）」などといわれる問題があることを知っていますか。
1つ選んでください。

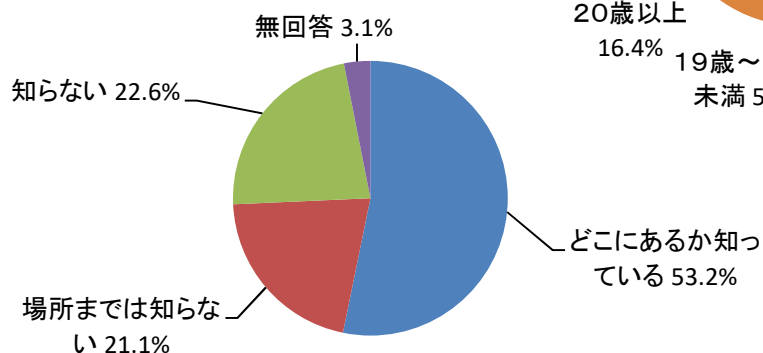
部落差別問題（同和問題）の認識度



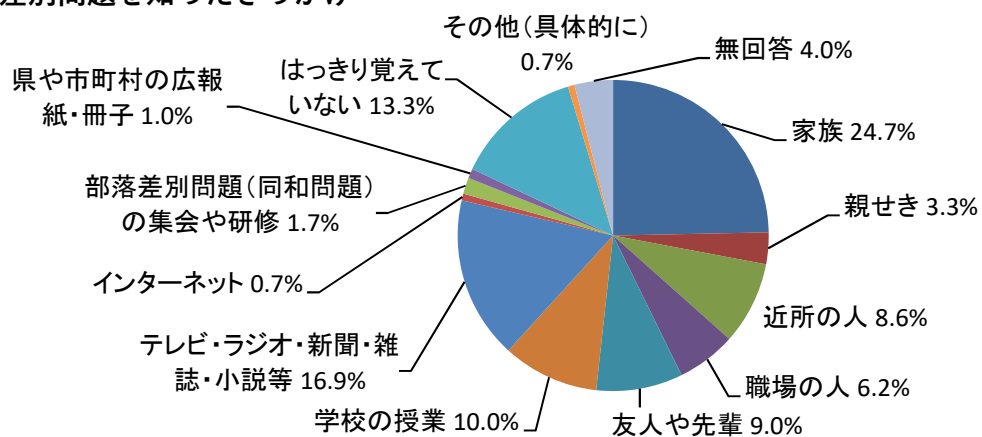
部落差別問題を知った年齢



被差別部落の認知度



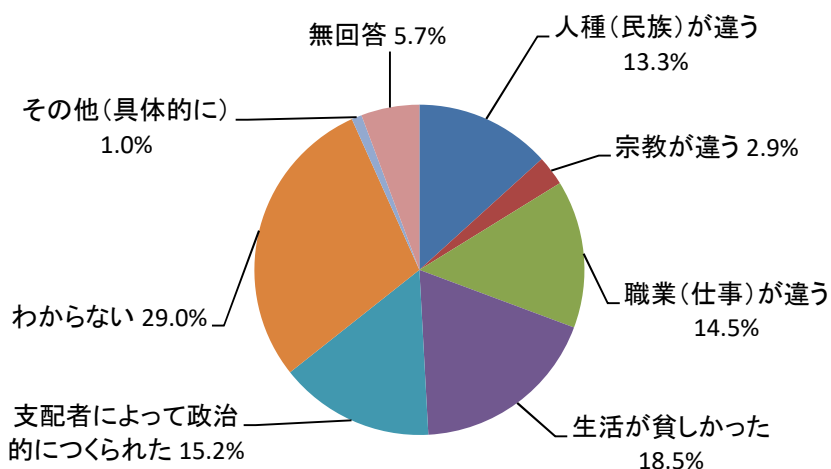
部落差別問題を知ったきっかけ



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
家族	24.7%	20.0%	28.4%	27.3%	13.6%	22.2%	15.6%	28.6%	33.0%	20.5%	23.9%	0.0%
親せき	3.3%	3.8%	3.1%	0.0%	0.0%	3.7%	2.2%	3.2%	3.7%	3.6%	4.2%	0.0%
近所の人	8.6%	10.3%	6.7%	18.2%	0.0%	0.0%	6.7%	4.8%	5.5%	18.1%	11.3%	100.0%
職場の人	6.2%	5.4%	6.7%	9.1%	0.0%	7.4%	6.7%	4.8%	8.3%	9.6%	1.4%	0.0%
友人や先輩	9.0%	12.4%	6.7%	0.0%	0.0%	3.7%	4.4%	6.3%	11.9%	13.3%	9.9%	0.0%
学校の授業	10.0%	9.2%	11.1%	0.0%	63.6%	29.6%	20.0%	9.5%	1.8%	1.2%	2.8%	0.0%
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・小説等	16.9%	20.0%	13.8%	27.3%	4.5%	25.9%	22.2%	19.0%	16.5%	10.8%	19.7%	0.0%
インターネット	0.7%	1.1%	0.4%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
部落差別問題（同和問題）の集会や研修	1.7%	2.2%	1.3%	0.0%	4.5%	3.7%	0.0%	3.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
県や市町村の広報紙・冊子	1.0%	0.5%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.9%	1.2%	1.4%	0.0%
はっきり覚えていない	13.3%	10.3%	15.6%	18.2%	4.5%	0.0%	17.8%	15.9%	11.0%	15.7%	16.9%	0.0%
その他（具体的に）	0.7%	1.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.9%	0.0%	1.4%	0.0%
無回答	4.0%	3.8%	4.4%	0.0%	0.0%	3.7%	2.2%	3.2%	2.8%	6.0%	7.0%	0.0%

被差別部落の成り立ちの受け止め方

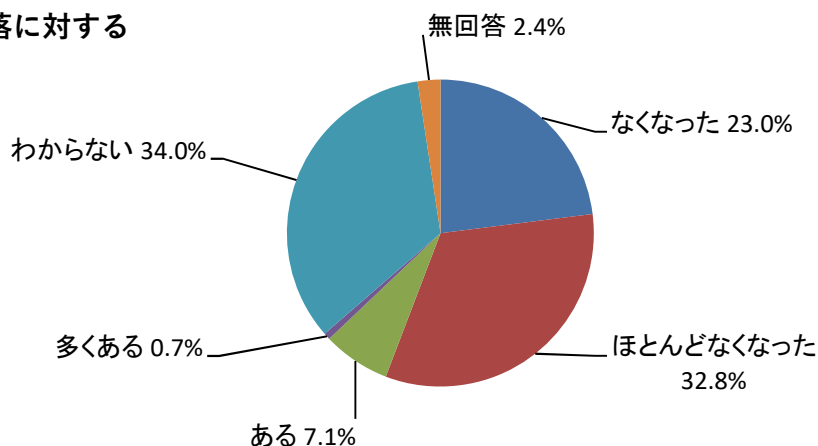


〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
人種（民族）が違う	13.3%	9.7%	16.0%	18.2%	13.6%	7.4%	6.7%	17.5%	16.5%	9.6%	15.5%	0.0%
宗教が違う	2.9%	3.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	3.2%	3.7%	1.2%	4.2%	0.0%
職業（仕事）が違う	14.5%	17.3%	12.0%	18.2%	9.1%	7.4%	8.9%	11.1%	15.6%	20.5%	15.5%	100.0%
生活が貧しかった	18.5%	16.8%	20.0%	18.2%	22.7%	33.3%	15.6%	12.7%	17.4%	16.9%	22.5%	0.0%
支配者によって政治的につくられた	15.2%	19.5%	12.0%	9.1%	18.2%	18.5%	15.6%	22.2%	15.6%	14.5%	7.0%	0.0%
わからない	29.0%	26.5%	31.1%	27.3%	36.4%	33.3%	44.4%	30.2%	25.7%	26.5%	22.5%	0.0%
その他（具体的に）	1.0%	1.6%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	1.6%	0.9%	0.0%	1.4%	0.0%
無回答	5.7%	5.4%	5.8%	9.1%	0.0%	0.0%	2.2%	1.6%	4.6%	10.8%	11.3%	0.0%

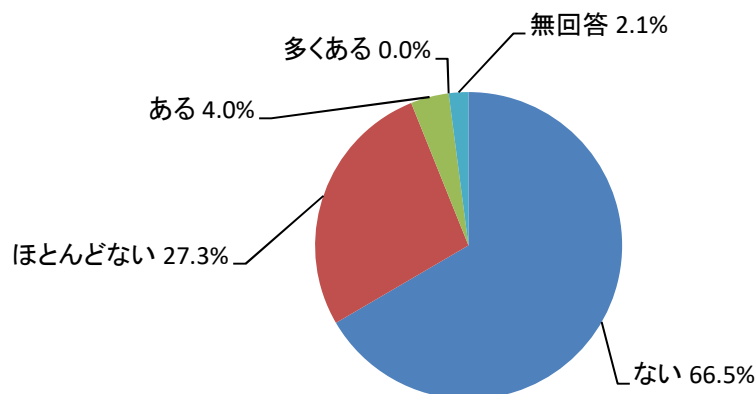
〔問〕あなたのまわりで「被差別部落」の人を嫌がったり、避けたりする意識の有無について1つ選んでください。

周囲の人の被差別部落に対する差別意識の有無



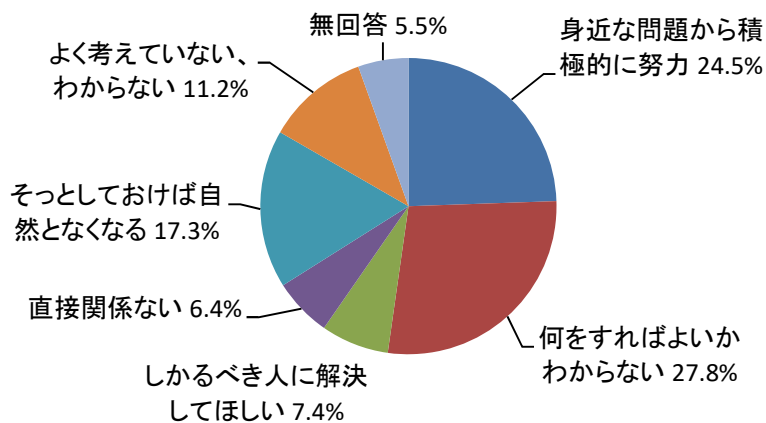
〔問〕あなたは自分自身に「被差別部落」の人を嫌がったり、避けたりする意識があると思いますか。

自分自身の被差別部落に対する差別意識の有無



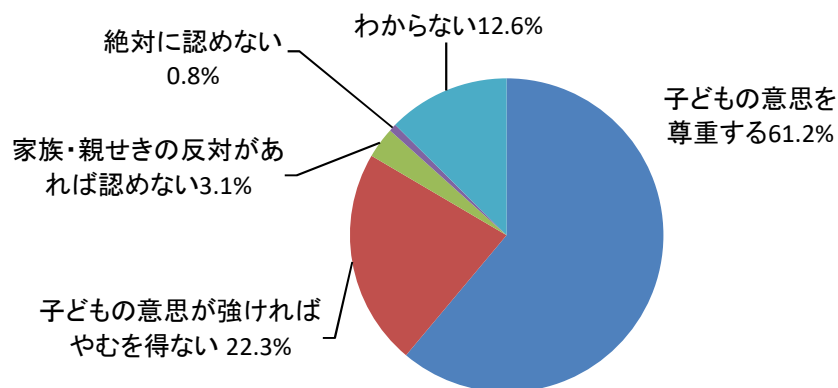
〔問〕「部落差別問題」を解決するための考え方で最も近いものはどれでしょうか。1つ選んでください。

部落差別問題の解決策



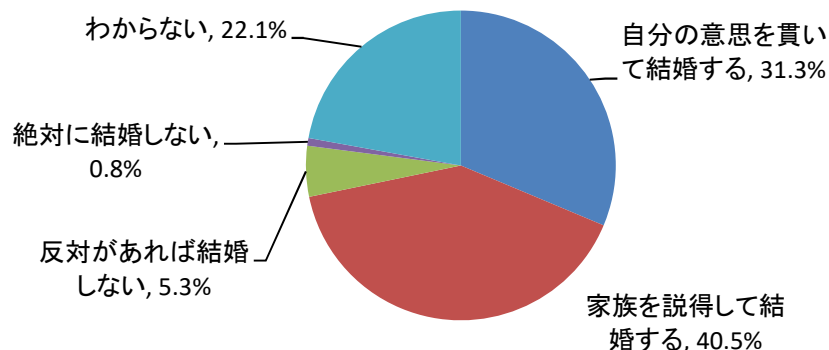
〔問〕あなたのお子さんの結婚しようとする相手が「被差別部落」出身者であった場合、その結婚についてどのように思いますか。1つ選んでください。（既婚の方のみ回答）

子どもが被差別部落出身者と結婚する場合の対応



〔問〕あなたが「被差別部落」出身者と結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどのように思いますか。1つ選んでください。（未婚の方のみ回答）

自分自身が被差別部落出身者と結婚する場合の態度

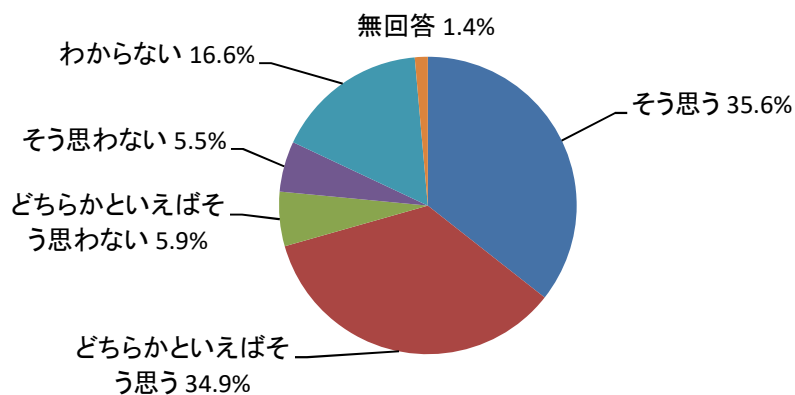


〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
回答者数	262	111	146	5	20	20	33	42	59	45	43
自分の意思を貫いて結婚する	31.3%	36.9%	27.4%	20.0%	55.0%	45.0%	33.3%	23.8%	30.5%	31.1%	20.9%
家族を説得して結婚する	40.5%	40.5%	41.1%	20.0%	45.0%	45.0%	30.3%	42.9%	45.8%	48.9%	25.6%
反対があれば結婚しない	5.3%	4.5%	5.5%	20.0%	0.0%	0.0%	6.1%	2.4%	3.4%	4.4%	16.3%
絶対に結婚しない	0.8%	0.9%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.7%
わからない	22.1%	17.1%	25.3%	40.0%	0.0%	10.0%	30.3%	31.0%	20.3%	15.6%	32.6%

〔問〕「部落差別はなくなってきている」との意見にどのように思いますか。1つ選んでください。

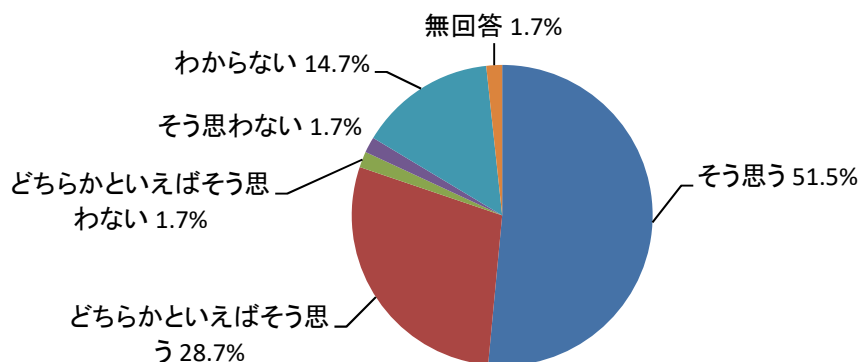
「部落差別はなくなっている」という意見に対して



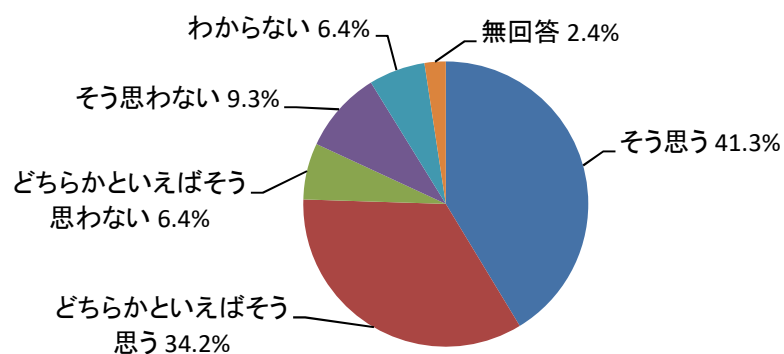
〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	35.6%	35.7%	34.2%	63.6%	13.6%	18.5%	17.8%	39.7%	36.7%	50.6%	36.6%	100.0%
どちらかといえばそう思う	34.9%	37.3%	34.2%	9.1%	31.8%	37.0%	40.0%	33.3%	40.4%	28.9%	32.4%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	5.9%	4.9%	6.7%	9.1%	4.5%	7.4%	2.2%	7.9%	3.7%	8.4%	7.0%	0.0%
そう思わない	5.5%	7.0%	4.4%	0.0%	4.5%	0.0%	15.6%	6.3%	3.7%	2.4%	7.0%	0.0%
わからない	16.6%	13.0%	19.6%	18.2%	40.9%	37.0%	24.4%	12.7%	13.8%	8.4%	14.1%	0.0%
無回答	1.4%	2.2%	0.9%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.2%	2.8%	0.0%

「部落差別を受けた悔しさは人ごとではない」という意見に対して



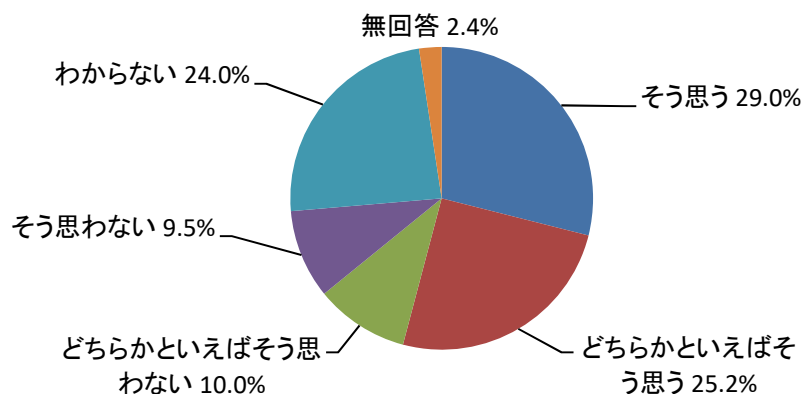
「差別、差別というからいつまでも差別がなくなる」という意見に対して



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	41.3%	41.1%	41.3%	45.5%	27.3%	33.3%	37.8%	23.8%	46.8%	45.8%	52.1%	100.0%
どちらかといえばそう思う	34.2%	34.6%	33.8%	36.4%	18.2%	48.1%	44.4%	41.3%	33.0%	32.5%	25.4%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	6.4%	6.5%	6.7%	0.0%	22.7%	7.4%	4.4%	11.1%	4.6%	3.6%	4.2%	0.0%
そう思わない	9.3%	11.4%	8.0%	0.0%	18.2%	7.4%	6.7%	17.5%	5.5%	10.8%	5.6%	0.0%
わからない	6.4%	3.8%	8.4%	9.1%	9.1%	3.7%	6.7%	6.3%	7.3%	4.8%	7.0%	0.0%
無回答	2.4%	2.7%	1.8%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.4%	5.6%	0.0%

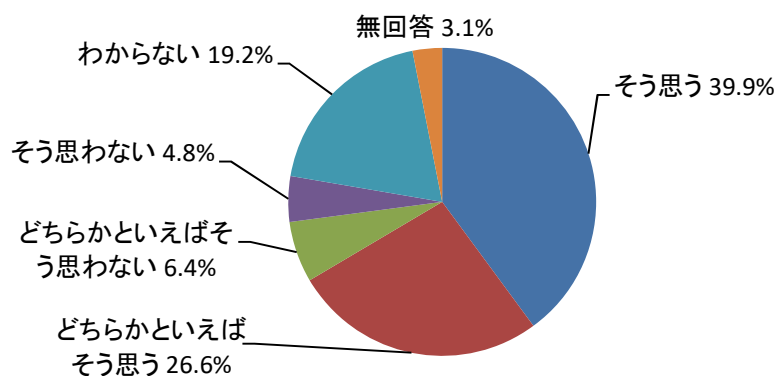
「被差別部落の人が差別撤廃運動に立ち上がるのは当然」という意見に対して



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	29.0%	30.3%	28.4%	18.2%	36.4%	37.0%	31.1%	17.5%	28.4%	28.9%	33.8%	0.0%
どちらかといえばそう思う	25.2%	29.7%	21.8%	18.2%	13.6%	25.9%	20.0%	31.7%	24.8%	28.9%	22.5%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	10.0%	12.4%	7.6%	18.2%	18.2%	7.4%	13.3%	11.1%	8.3%	7.2%	11.3%	0.0%
そう思わない	9.5%	9.2%	9.3%	18.2%	22.7%	7.4%	17.8%	7.9%	7.3%	9.6%	4.2%	100.0%
わからない	24.0%	15.7%	31.6%	9.1%	4.5%	22.2%	17.8%	31.7%	27.5%	22.9%	23.9%	0.0%
無回答	2.4%	2.7%	1.3%	18.2%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	2.4%	4.2%	0.0%

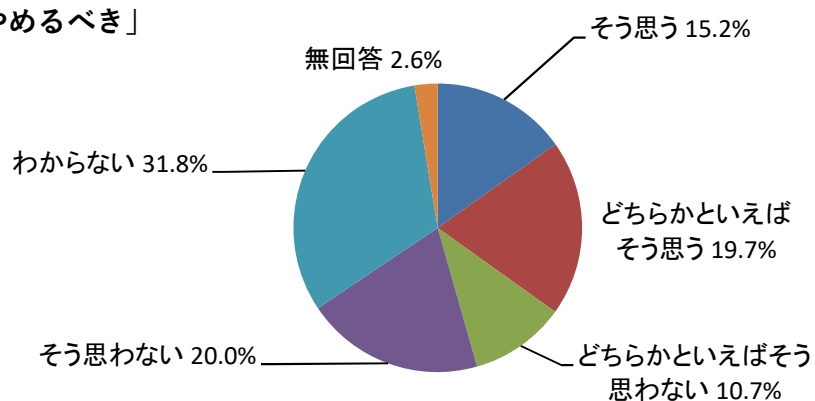
「部落差別問題の解決には教育や啓発が大切だ」という意見に対して



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	39.9%	41.1%	39.1%	36.4%	63.6%	40.7%	31.1%	39.7%	34.9%	36.1%	50.7%	0.0%
どちらかといえばそう思う	26.6%	29.7%	24.9%	9.1%	18.2%	40.7%	26.7%	27.0%	32.1%	26.5%	15.5%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	6.4%	7.6%	5.3%	9.1%	4.5%	7.4%	8.9%	7.9%	4.6%	6.0%	7.0%	0.0%
そう思わない	4.8%	5.9%	3.1%	18.2%	0.0%	0.0%	8.9%	4.8%	3.7%	6.0%	4.2%	100.0%
わからない	19.2%	13.0%	24.9%	9.1%	9.1%	11.1%	22.2%	17.5%	21.1%	22.9%	18.3%	0.0%
無回答	3.1%	2.7%	2.7%	18.2%	4.5%	0.0%	2.2%	3.2%	3.7%	2.4%	4.2%	0.0%

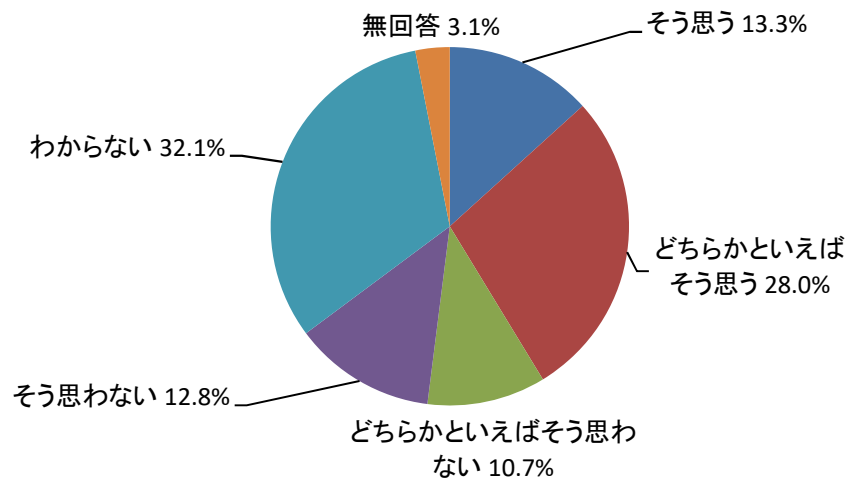
「部落差別問題」を解決するには「被差別部落」の人たちが
がたまって住むのをやめるべき」
という意見に対して



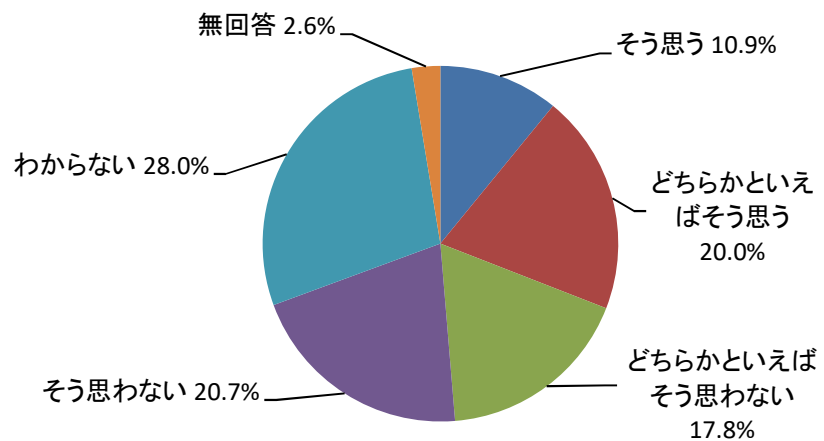
〔関川村男女別・世代別〕

区分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	15.2%	13.5%	16.4%	18.2%	4.5%	11.1%	13.3%	7.9%	15.6%	15.7%	25.4%	100.0%
どちらかといえばそう思う	19.7%	22.7%	18.2%	0.0%	9.1%	11.1%	31.1%	20.6%	18.3%	22.9%	16.9%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	10.7%	13.5%	8.0%	18.2%	9.1%	14.8%	4.4%	19.0%	13.8%	8.4%	4.2%	0.0%
そう思わない	20.0%	23.2%	17.8%	9.1%	40.9%	22.2%	28.9%	15.9%	19.3%	15.7%	16.9%	0.0%
わからない	31.8%	23.8%	38.2%	36.4%	31.8%	40.7%	22.2%	36.5%	29.4%	34.9%	31.0%	0.0%
無回答	2.6%	3.2%	1.3%	18.2%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	2.4%	5.6%	0.0%

「部落差別をなくすためには自分自身が積極的になる必要がある」
 という意見に対して



「部落差別問題は難しい問題なので、かかわらない方がよい」
 という意見に対して

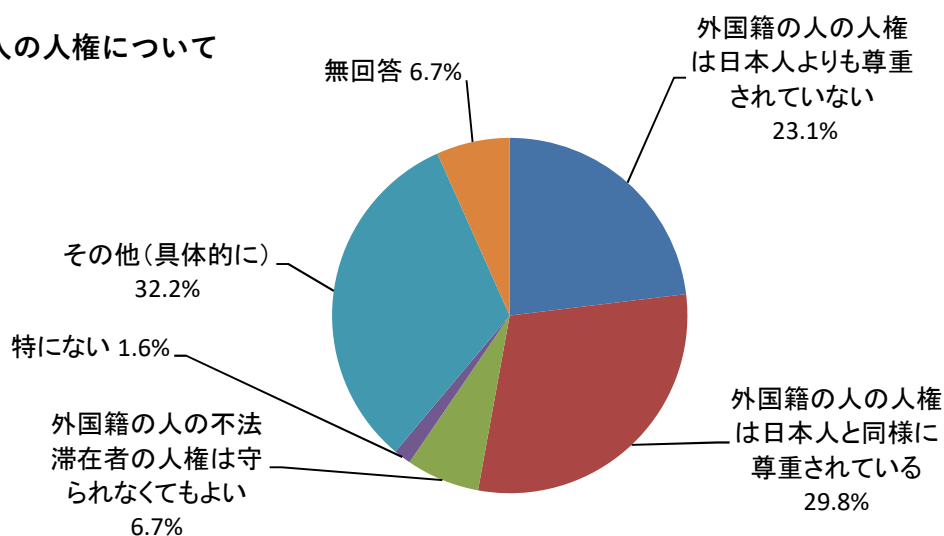


〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
そう思う	10.9%	7.6%	13.3%	18.2%	0.0%	3.7%	2.2%	9.5%	12.8%	10.8%	19.7%	100.0%
どちらかといえばそう思う	20.0%	20.5%	20.0%	9.1%	13.6%	11.1%	24.4%	20.6%	22.0%	16.9%	22.5%	0.0%
どちらかといえばそう思わない	17.8%	22.2%	14.7%	9.1%	31.8%	25.9%	15.6%	17.5%	20.2%	21.7%	4.2%	0.0%
そう思わない	20.7%	24.9%	18.2%	0.0%	40.9%	29.6%	22.2%	17.5%	21.1%	18.1%	15.5%	0.0%
わからない	28.0%	22.7%	31.6%	45.5%	9.1%	29.6%	35.6%	33.3%	22.0%	30.1%	31.0%	0.0%
無回答	2.6%	2.2%	2.2%	18.2%	4.5%	0.0%	0.0%	1.6%	1.8%	2.4%	7.0%	0.0%

6 外国籍の人の人権

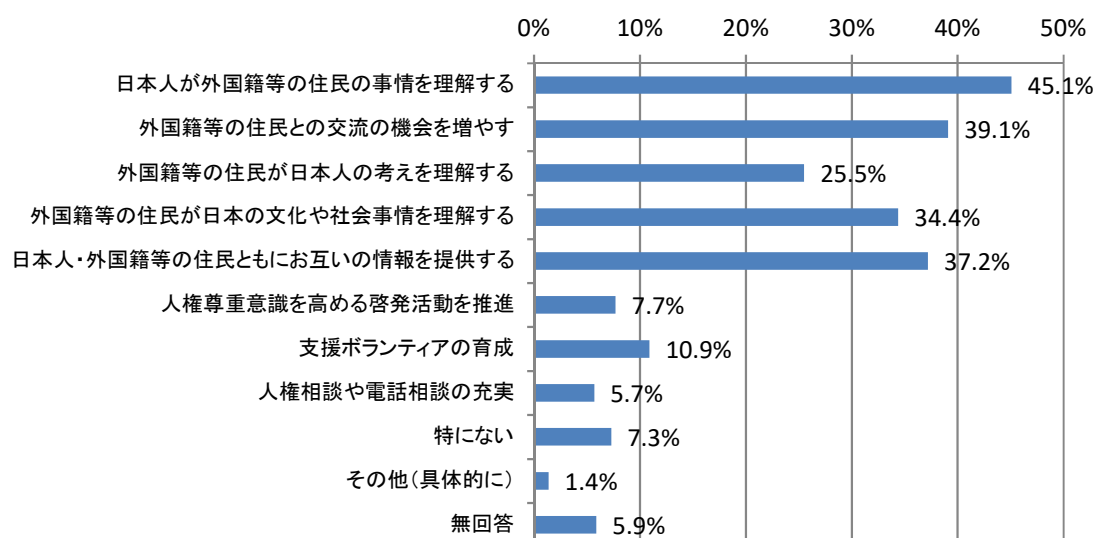
外国籍の人の人権について



〔関川村男女別・世代別〕

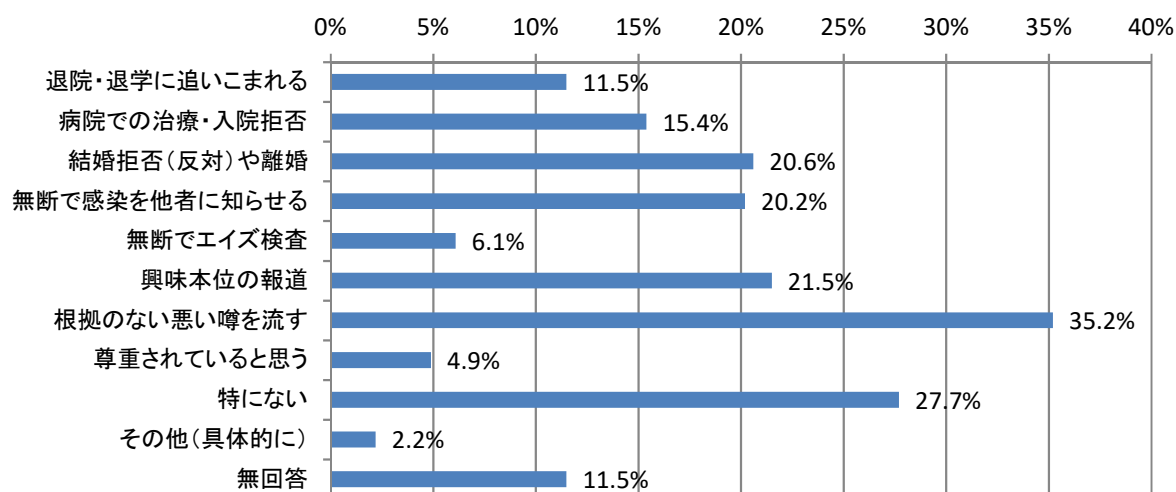
区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	421	185	225	11	22	27	45	63	109	83	71	1
外国籍等の住民の人権は日本人よりも尊重されていない	23.1%	23.6%	23.7%	6.3%	34.6%	33.3%	34.6%	20.0%	23.2%	18.6%	16.7%	0.0%
外国籍等の住民の人権は日本人と同様に尊重されている	29.8%	35.2%	26.0%	18.8%	26.9%	24.2%	21.2%	30.0%	32.8%	38.1%	24.4%	0.0%
外国籍等の住民の不法滞在者の人権は守られなくてもよい	6.7%	10.2%	3.8%	6.3%	11.5%	6.1%	1.9%	5.7%	8.8%	7.2%	4.4%	100.0%
特になし	1.6%	0.5%	2.3%	6.3%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.6%	1.0%	2.2%	0.0%
その他（具体的に）	32.2%	25.9%	37.4%	31.3%	23.1%	36.4%	38.5%	38.6%	25.6%	26.8%	40.0%	0.0%
無回答	6.7%	4.6%	6.9%	31.3%	3.8%	0.0%	1.9%	2.9%	8.0%	8.2%	12.2%	0.0%

外国籍の人の人権を守るための施策（複数回答）



7 感染症患者等の人権

エイズ患者・HIV感染者の人権について（複数回答）



〔関川村男女別・世代別〕

区 分	全体	男	女	不明	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
回答者数	494	216	262	16	26	33	52	70	125	97	90	1
退院・退学に追いこまれる	11.5%	13.4%	9.5%	18.8%	15.4%	15.2%	9.6%	8.6%	10.4%	11.3%	14.4%	0.0%
病院での治療・入院拒否	15.4%	17.1%	14.9%	0.0%	26.9%	15.2%	15.4%	15.7%	16.8%	9.3%	16.7%	0.0%
結婚拒否（反対）や離婚	20.6%	19.4%	22.1%	12.5%	19.2%	24.2%	13.5%	20.0%	16.0%	28.9%	22.2%	0.0%
無断で感染を他者に知らせる	20.2%	25.0%	17.2%	6.3%	30.8%	33.3%	21.2%	31.4%	14.4%	15.5%	16.7%	0.0%
無断でエイズ検査	6.1%	5.6%	6.9%	0.0%	0.0%	3.0%	5.8%	8.6%	4.0%	10.3%	5.6%	0.0%
興味本位の報道	21.5%	20.8%	22.1%	18.8%	19.2%	24.2%	28.8%	24.3%	24.0%	19.6%	13.3%	0.0%
根拠のない悪い噂を流す	35.2%	36.6%	34.4%	31.3%	46.2%	63.6%	42.3%	37.1%	30.4%	32.0%	26.7%	0.0%
尊重されていると思う	4.9%	5.6%	4.6%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	5.7%	4.0%	9.3%	4.4%	0.0%
特にない	27.7%	27.8%	27.9%	25.0%	19.2%	12.1%	28.8%	24.3%	32.0%	24.7%	34.4%	100.0%
その他（具体的に）	2.2%	1.9%	2.3%	6.3%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	3.2%	3.1%	2.2%	0.0%
無回答	11.5%	7.9%	13.0%	37.5%	7.7%	0.0%	5.8%	5.7%	12.0%	16.5%	18.9%	0.0%

エイズ患者・HIV感染者の人権を守るための施策（複数回答）

